

令和6年第3回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

令和6年9月11日（水曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和5年度健全化判断比率について
- 日程第 6 報告第 2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和5年度資金不足比率について
- 日程第 7 議案第 1号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 8 議案第 2号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 9 議案第 3号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	藤井利一君	2番	岩瀬環樹君
3番	塩入健次君	4番	滝口一浩君
5番	土井茂夫君	6番	北村昭彦君
7番	伊藤城祐君	8番	石井芳清君
9番	椎木藤弘君	10番	田中とよ子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	前森勤君
総務課長	殿岡豊君	企画財政課長	埋田禎久君
産業観光課長	石井学君	税務住民課長	金井亜紀子君
建設水道課長	永石知功君	全町公園課長	伊藤広幸君
保健福祉課長	田邊義博君	教育課長	吉野信次君
会計室長	米本貴志君		

事務局職員出席者

事務局長	市原茂君	主事	長谷真子君
------	------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（滝口一浩君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和6年第3回定例会が招集されました。

本日の出席議員は10名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和6年9月招集御宿町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会においてもインターネットによって議会中継を放送いたします。インターネット中継に際して、個人情報の取扱いにご配慮いただければと思います。

また、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。また、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

暑い方は、議員、執行部ともに上着を脱いで結構です。

(午前 9時30分)

◎会議録署名人の指名について

○議長（滝口一浩君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。9番、椎木藤弘君、10番、田中とよ子君をお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（滝口一浩君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期は、あらかじめ配付した日程により本日から2日間とし、本日は、諸般の報告の後、5名の一般質問を行い、報告第1号、第2号及び議案第1号から議案第3号までを順次上程の上、質疑、採決を行い、散会いたします。

明日12日は、議案第4号から議案第10号並びに請願第5号までを順次上程の上、質疑、採決を行い、閉会いたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から12日までの2日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告について

○議長(滝口一浩君) 日程第3、諸般の報告について。

議長の諸般の報告については、あらかじめ配付した報告書のとおりですので、ご確認ください。

続きまして、石田町長から議案の提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 本日、ここに令和6年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件につきましては、報告2件、規約改正に関する協議2件、条例改正1件、補正予算案2件、決算認定5件の計12件についてご審議をいただきますが、議会に先立ちまして、各議案の提案理由及び諸般の報告について申し上げます。

まず、今定例会でご提案いたします議案の概要について説明を申し上げます。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和5年度健全化判断比率についてですが、令和5年度決算に基づく健全化判断比率を算定し、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の審査に付し、その意見を得ましたので、議会に報告するものでございます。

報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和5年度資金不足比率についてですが、令和5年度の水道事業会計に関わる資金不足比率につきましては、監査委員の審査に付し、その意見を得ましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により本議会に報告するものでございます。

議案第1号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてですが、夷隅地域における水道事業について、令和6年4月より夷隅郡市広域市町村圏事務組合において事業認可を受け、水道事業の統合・広域化に係る事務の共同処理を進めており、令和6年7月4日に組合の構成団体である2市2町の長により、夷隅地域水道事業の統合・広域化に関する基本協定を締結しています。この協定では、令和7年4月1日に水道事業を統合し、組合が経営することとされており、水道事業の運営のため組合同規約を改正する必要があることから、組合同規約の変更に係る協議をするにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてですが、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約を制定することについて、地方自治法第291条の3第1項の規定により、関係地方自治体との協議を行うものでございます。改正の内容でございますが、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向け、令和6年12月2日から従来の被保険者証に代わり資格確認書等を発行するため、広域連合の処理する事務に関する規定について改正を行うものでございます。

議案第3号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金給付の終了と、令和6年12月2日から国民健康保険被保険者証の廃止に伴い、国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。なお、本条例案につきましては、去る8月21日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第4号 令和6年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）（第1号）でございますが、歳入歳出ともに5,500万8,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を10億4,818万2,000円とするものでございます。主な内容でございますが、人事異動に伴う人件費の増減及び令和5年度における介護給付費等の実績に伴い、国県支払基金への返還並びに一般会計への精算繰り出しについて補正を行うものでございます。補正財源につきましては、法定負担分として国・県からの交付金や一般会計からの繰入金のほか、令和5年度からの繰越金を充てました。

議案第5号 令和6年度御宿町一般会計補正予算（案）（第3号）でございますが、今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに2億1,150万9,000円を追加し、補正後の予算総額を40億387万8,000円とするものでございます。本補正予算の内容につきましては、友好の絆記念日の記念行事として国際交流事業を実施するほか、標準化に向けた基幹系システムの電算管理経費や、地域公共交通の維持に係る新たな取組として、勝浦市デマンドタクシー事業利用負

担金、また、今年度を見据えた基金の積立てや、令和5年度の精算に伴う国庫支出金及び県支出金、返還金、介護保険特別会計繰入金の計上、そのほか今年度の人事異動等による人件費の調整等の予算措置をお願いするものでございます。

議案第6号 令和5年度御宿町水道事業会計決算の認定については、地方公営企業法第30条第2項の規定により、去る6月26日に監査委員の審査を受けましたので、同条第4項の規定により議会の認定に付するものでございます。

本決算の収益的収支及び支出は、収入3億2,530万5,900円、支出3億7,493万3,175円となりました。資本的収入及び支出は、収入1億2,871万3,000円、支出2億640万9,700円となりました。

議案第7号 令和5年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、地方自治法第233条第2項の規定により、去る7月24日に監査委員の審査を受けましたので、同条第3項の規定により議会の認定に付するものでございます。

本決算の規模につきましては、歳入総額10億3,734万8,369円、歳出総額9億8,711万5,666円であり、歳入総額から歳出総額を差し引きました形式収支額は5,023万2,703円となりました。引き続き今後も国民皆保険の根幹をなす国民健康保険制度の健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、本決算につきましては、去る8月21日に開催されました国民健康保険運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第8号 令和5年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、地方自治法第233条第2項の規定により、去る7月24日に監査委員の審査を受けましたので、第3項の規定により議会の認定に付するものでございます。

令和5年度の決算につきましては、歳入1億8,604万3,149円、歳出1億8,390万4,449円となり、213万8,700円が繰越金となりました。

議案第9号 令和5年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、去る7月24日に監査委員の審査を受けましたので、同条第3項の規定により議会の認定に付すものでございます。

本決算の規模といたしましては、歳入総額12億632万424円、歳出総額9億8,891万5,328円であり、実質収支額は2億1,740万5,096円となりました。令和5年度は第8期介護保険事業計画の最終年となり、介護サービスの利用減少などの要因により歳入歳出総額が前年度規模を下回りました。

議案第10号 令和5年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本決算は地方自治法第233条第2項の規定により、令和6年7月24日に監査委員の審査を受けましたので、同条第3項の規定により議会の認定に付するものでございます。

本決算の規模につきましては、歳入総額43億2,387万3,622円、歳出総額39億8,216万3,042円であり、歳入総額から歳出総額を差し引きました形式収支額は3億4,171万580円となり、この額から翌年度に繰り越すべき財源を引いた実質収支額につきましては3億1,193万4,494円の黒字決算となりました。

執行にあたっては、第5次御宿町総合計画の初年度として、「ひと・マチ・自然がつながりつなげる「ちょうどいいまち」御宿」の実現に向けまして、高齢化や物価高騰等による経常的経費が拡大する中、公共施設の維持管理、御宿町DXの推進などの課題に取り組み、アフターフォローなどの視点から、時代に即した住民福祉の向上に努めました。

具体的な取組といたしましては、御宿町DXに対応した基幹系システムの更新や、コンビニ交付システムの導入を行ったほか、長寿命化に向けたB&G体育館、屋根補修工事や中央海岸公衆トイレ解体工事、トンネル長寿命化修繕計画の更新や、瀬張川橋等の橋梁補修工事を行い、また、各事業計画の更新時期を迎えまして、それぞれ見直しを行ったところでございます。

さらには、新型コロナウイルス対策から物価高騰対策へと移行している国の施策に対応するため、地方創生臨時交付金を活用したプレミアム付商品券事業や子どもの成長応援臨時給付金事業等を実施し、そのほか、放課後児童クラブ受入れ児童数の拡大や、子ども医療費の無料化拡大など、地域経済活性化の推進及び住民生活の子育て支援に取り組みました。

今後、社会保障関係費の増加や老朽化が進む公共施設等への対応、デジタル化のさらなる加速に加え、長期化する物価高騰から厳しい状況が見込まれます。引き続き事務事業の見直し、自主財源の確保、基金の積立て確保などに取り組みまして、計画的な財政運営と安定した財政基盤の確立に努めてまいりたいと考えております。

ただいま申し上げました議案の詳細につきましては担当課長からご説明申し上げますので、何とぞ慎重なるご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、私の公務の日程の報告につきましては、配付させていただきましたお手元の資料のとおりでございます。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

千葉県150周年記念事業が昨年度より県内各市町村で実施され、当町におきましては、昨年度、絆記念事業を冠事業として実施いたしましたが、そのグランドフィナーレイベントが本年

6月16日に勝浦市芸術文化交流センターK u s t eを会場に盛大に実施され、出席をいたしました。

7月6日より9日間の日程で関東町村会海外行政視察調査へ参加いたしました。滞在国はニュージーランドとオーストラリアの2か国で、ニュージーランドにおいては、オークランド市における高齢者向け住宅コミュニティ等での視察調査を行い、ロトルア市では、政府において行われました植林政策での広大な森林資源を生かしたレクリエーション施設の展開による観光資源の確保、オーストラリアではシドニー近郊に位置するサザランド市における環境政策全般について伺い、徹底したCO₂排出削減による大気改善の施策を視察してまいりました。各国の特徴を生かした事業展開に新鮮な感動を享受した次第でございます。

夏を迎えまして、7月15日に海水浴場修祓式、プール修祓式を行い、多くの皆様のご協力により、海水浴場御宿ウォーターパークともに無事に終了することができました。

7月から8月にかけて、御宿駅バリアフリー化について地区説明会を実施いたしました。皆様よりご意見をいただき、意義ある説明会となりました。

7月24日には、野沢温泉村中学校の1年生22名をお迎えいたしまして、第50回となる海と山の子交流事業を開催することができました。期間中は天候に恵まれまして、先生方をはじめPTAの皆様方の協力の下、両校の生徒の笑顔があふれる思い出深い交流会となりました。

8月17日から19日にかけてビーチバレームーンカップ in 御宿が開催され、学生や一般の約200チームが参加いたしまして、それぞれ熱戦が繰り広げられたところでございます。

8月23日には、高規格道路茂原・一宮・大原道路、鴨川・大原道路早期計画実現の推進に向け、建設促進要望を関係市町村長と千葉県を訪れまして、熊谷知事さんをお願いをいたしましたところでございます。

また、9月1日より伊勢えび祭りが始まりまして、町内の飲食店をはじめ、宿泊業においてオリジナルの伊勢えび料理が用意されております。多くの方に町にお越しいただきまして、伊勢えびはもちろん、御宿町をより知っていただきまして、町全体がにぎわうよう喚起してまいりたいと考えております。

以上、諸般の報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（滝口一浩君） 日程第4、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者の答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、同一の質問について3回を超えることができないことになっておりますので、ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

順次、発言を許します。

◇ 岩 瀬 環 樹 君

○議長（滝口一浩君） 通告順により、2番、岩瀬環樹君、登壇の上、ご質問願います。

（2番 岩瀬環樹君 登壇）

○2番（岩瀬環樹君） おはようございます。2番、岩瀬環樹です。議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を始めさせていただきます。

初めに、義務教育学校への移行について。

学校教育における現在の主流は、小学校6年、中学校3年、高校3年ですが、その制度自体が見直される事例が多くなってきています。例に挙げると、過疎地の学校の在り方に一石を投じた令和6年4月に岡山県総社市で開校した昭和五つ星学園義務教育学校では、6・3制の義務教育が根拠なく絶対化されている現状において、幼稚園併設型とした施設分離型で12年間の一貫教育を採用しており、学園の柱である自然環境教育に加え、英語特区、教育特区、新教育特区といった特色のある教育制度の導入により、学区、地域の定めもなく、日本全国どこからでもどの学年からでも入学、転校可能であり、近隣の市町村からでも通学できるため、既に新入生の半数は地域外からの越境入学となっております。

さらに、市が促進する定住施策とも連携し、市外、県外から20世帯以上が移住してきていることでそのニーズを証明しているとも言えます。何か一つ自分の自信につながる特化したスキルが大きな味方となり、各自が社会を生き抜く賢さを育てる教育方法を、学校と行政が主体でありながらも、地域と一体となり子育てできる体制をつくっていくことが当町においても求められていることではないでしょうか。

全国178校ある9年間の義務教育学校、こども園を含めた12年間の一貫教育、英語特区、教育特区、姉妹校縁組協定、このうち当町で制度的にできないものはあるでしょうか。また、予算的にできないものはあるでしょうか。その理由も併せてお答えください。

当町において、中学校の小規模化の課題を解決する5・4制で別キャンパスとなる施設分離

型の義務教育学校が可能であれば、当面の間は、布施小学校校舎で1年生から5年生の5年間、6年生から9年生までの4年間で御宿中学校校舎にすることで、現在、御宿小学校更新の課題解決になるのではないのでしょうか。

通学に必要なスクールバスを、日中は地域公共交通の路線バスとしてエレベーターのある大原駅に乗り入れることで、御宿駅バリアフリー化構想の代替えにもなり得ると思います。各担当課の考えをお聞かせください。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） それでは、議員のご質問に全体的に順々にお答えしてまいりますので、よろしく願いいたします。

まず、義務教育学校英語特区、教育特区、姉妹校縁組についてということで順次お話しします。

初めに、議員ご紹介のありました岡山県総社市で行っております義務教育学校の取組についてまず感想を述べさせていただきます。

総社市は、東に岡山市、南に倉敷市と、岡山県でも大規模都市とされている両市に面した中核市で、人口が約6万9,000人です。市内には中学校4校、小学校15校がございます。市の中心部には企業も多く、人口が増加、一方で、今回ご紹介いただいた義務教育学校へ移行した市の山間部の地域では、本町と同じように少子高齢化により人口が減少している過疎化した地域でございます。しかしながら、同じ市内に多くの企業が立地し就業環境が整っており、併せて英語教育特区を取り、特色ある教育を行うことにより移住者や区域外からの就学者が増加して、地域の人口減少に歯止めをかけているようなケースと考えております。

次に、義務教育学校についてです。義務教育学校は、1人の校長の下、1つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成、実施する学校のことでございます。

メリットとして考えられていることは、小学校から中学校に学習環境や生活が変わることに不適應を起こす中1ギャップの解消や、小中学生の交流がさらに促進され、9年間の教育課程を柔軟な学年段階の区切りの設定、学年段階間の指導内容の入替え、前倒しができることが認められていることでございます。

しかしながら、義務教育学校に配置される教員が小中学校の免許を持っていないとしないこと、ちなみに本町が所属している東上総教育事務所管内でも、小中学校の教職員免許を両方持っている教職員は少数でございます。教科ごとにばらつきがございます。また、教職員組

織が1つのため、小中学校の連携会議を頻繁に行わなければ連携が取れないなど、越えなければならぬ課題も多くございます。

先ほどご紹介がありました岡山県の義務教育学校につきましても移行の途中でございます、小中学校それぞれに校長が配置されており、本町が目指す小中一貫型教育の体系を行いながら、最終的には保護者も統合し、義務教育学校に向かっていると思います。

次に、英語教育特区についてですが、義務教育では9年間でやらなければならない各教科の授業時数が学習指導要領で決まっております。英語の時間を増やせば、別の科目の時間を減らすか、学校行事の準備時間や行事自体を減らすことになります。

英語特区を取っているこの義務教育学校の英語の時間と本町等を比較してみました。ALTの配置、授業の参加時数、児童生徒との関わりについて、本町が現在行っているALTの関わる時間が上回っているところでございます。どうしても小中学校が多い市町村では、ALTが関わる時間に制限があるようでございます。

次に、姉妹校縁組についてです。議員ご承知のとおり、野沢温泉村との海山交流は50年目を迎えます。姉妹都市提携は平成9年2月に行っており、現在では交流前にリモート授業で交流するまでになっております。海山交流の準備や、行事以外にさらに交流の時間を取ることは授業時数が足りなくなることも想定されますので、姉妹都市交流の中での交流で充分と認識しております。

次に、布施小学校の活用についてのご提案ですが、布施小学校も昭和48年に新築し、50年を超えた建物になっており、長寿命化に向けた大規模改修を行っていない状況ですので、現在のところ小学校として活用する予定はございません。

最後になりますが、教育費の集約化を図り、また、施設の集約化、再整備を図りながら小中一貫型教育を目指してまいりたいと思います。その先に義務教育学校への移行があると思っております。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） お答えします。

スクールバスの有効活用ということで、通学の空白となる日中に路線バスとして大原駅に乗り入れることはできないかというご質問であると思いますが、一例として、こども園バスを委託しているバス会社に問い合わせたところ、日中は一旦バスを会社に戻すので金額を安くしており、また、その間は別用途で使用しているため、路線バスとして使用する場合は、こども園

バスと別契約になるとのことです。このことから、スクールバスと路線バスの併用は有効活用という面では難しいと考えます。

また、御宿駅のバリアフリー化をJRに要望するにあたって、御宿駅をより多くの人に利用していただくためにも、大原駅への送迎については今のところ考えていない状況です。

御宿駅のバリアフリー化について少しでも早く実現したいと考えております。

以上です。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

先ほど例に挙げた総社市は、橋本龍太郎内閣総理大臣公設第一秘書を経験した片岡市長の下、名誉校長にアルピニストの野口氏、英語特区スーパーバイザーに青山学院大学の木村名誉教授、彼らと市民が一体となり新たな希望を生み出しています。

私は、令和6年1月臨時会の反対討論にて、町は教育をソフト面とハード面の両方から支援すべきであると申し上げました。同じ1月臨時会で、教育課長から将来的には義務教育学校を目指すとしています。令和6年6月20日、御宿小学校校舎更新住民説明会で、前期を小学校1年生から4年生までの4年間、中期を5年生から中学1年生までの3年間、後期を中学2年生と中学3年生の2年間とし、9年間を通じた系統のかつ連続的な教育を目指していきますと教育長が発言しています。本来であれば、その時期についてを御宿小学校更新の決定前に発表されることが望ましいと思いますが、御宿小中学校を一貫教育、またはその先にある義務教育学校に改めて、肝腎なソフト面の充実を図るのはいつ頃の予定かを伺います。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 時期のお話を今お聞きされたと思いますが、現在も実際の御宿町で教育が行われておりまして、それについては教育大綱、教育方針を基に現在の教育の進め方というものをやっております。

先ほど議員も教育長のお話をご紹介されましたけれども、それについては実際に今目指している同じ場所で小中を1か所に集めてできるような形になった場合の話が多分されたのが教育長のお話だったと思います。それに向けては、実際に校舎が建築され、いつ子どもたちが一緒のところに行くかの部分で、教育大綱、教育方針も少し変えて、義務教育の小中一貫型の教育方針をそこに入れていくような形になっていくと思いますので、校舎の進捗状況により入れていくような形になると思います。

ただ、その方面についての話合いはもう既に教育委員会の中でもされておりまして、準備は整っているところでございますけれども、現在の教育の方針を少し変えるのはその先になると

思いますので、校舎と併せて考えていくような形と思います。

以上です。

○2番（岩瀬環樹君） それでは、少しずつ進んでいるということのかなと思っておりますが、校舎の更新について、実はほかの質問をつくっていたんですが、急遽この質問につくり変えたんです。その訳は、1月の臨時会で校舎の設計料は否決になった後、次の会議が開かれたのが、5月13日の議員協議会まで開かれませんでした。その会議の内容も進展がない。ゆっくり溝を埋めていくようなニュアンスだったと思います。

4か月もたったのに全く進んでいなかったのをちょっと心配していたんですが、その後、6月22日に御宿小学校の校舎更新について住民説明会が開催されました。もちろん私も出席、参加したんですが、全く進展がないのに何をどういうふうに説明するのかなと思っていたんですが、案の定、参加者から質問があっても、まだその段階ではないので答えられないというような形で、全く何のために開催されたか疑問でした。それにもかかわらず、翌7月25日発行の広報で、あたかも御宿中学校の敷地内に校舎を併設するというような発表がありました。それで、そのことを心配して、新しく質問をつくり直して、今日それを聞くための質問でもあります。

このペースで進んでいくととても間に合うとは思えないので、昭和41年に建てられた御宿小学校、昭和48年に建設された布施小学校であれば、7年間新しいわけですから、一旦そちらに御宿小学校の学童たちを行かせるような形にして、その後、その中で議論を進めて、一貫教育や義務教育学校などの話を進めていくのが合理的だと考えます。しかも、御宿小学校にあと3年通わせるということは、町長が、まず海から近くて、海拔が低くて危険であると何度もおっしゃっていますが、その危険な学校に、現在子どもたちを通わせているということ自体にも問題があるし、あと、それを3年も続けるということに大きな問題を感じています。それで、このようにすごく詰めてくれたわけではないんですが、質問を考えて投げかけているわけです。

最後の質問になってしまうので、町長にお聞きします。この提案をどのようにお考えでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） お答えを申し上げます。

内容といたしましては、今、教育課長が答弁いたしましたとおりでございますが、ただいまの岩瀬議員内容を見て、ちょっと訂正をさせていただきますが、6月に住民説明会が、住民というか、バリアフリー及び小学校に関して説明会を行いました。さらに8月にやったんですが、その前に7月に町議会に対して、こういうことを中学校に統合を考えておりますということ

ご報告申し上げました。7月の議員協議会であったと思いますが、それを経て8月の住民説明会で町民の皆様へ申し上げます。その後9月の広報、今、7月の広報と言いましたけれども、9月の広報の間違ひではないかと思いますが、9月の広報で町民の皆様方にお知らせをさせていただいたということをごさいます、これは内容が小学校更新に関する、いろんな意味で広い関係性、問題がありますので、またいろんな面でご説明なり、ご理解をいただきたくご説明をさせていただきたいと考えております。

○2番（岩瀬環樹君） 分かりました。この件に関しては、議会のほうから質問状が行っていると思いますので、そちらのほうもしっかり見ていきたいと思ひます。

それでは、次の質問に移ります。

町民文化施設と社会教育施設の複合化、集約化による整備・運営改善について。

御宿歴史民俗資料館建設の由来には、現行の社会変化は急激であり、長い間親しんできた生活用具や生業に関する用具は、生活様式の変化と産業様式の近代化から放置されつつある。これらの民俗資料は、我々の祖先が粒々辛苦して創造し改良したもので、今日の生活を築いてくれた重要な文化財である。これらの文化財を放置しておけば、散逸し破壊され、再びその姿を見ることができなくなるおそれがある。そこで、これらの文化財を収集し、長く保存するとともに、教育資料として展示、活用することは有意義なことであるとの記載が御宿町ホームページにあります。

また、千葉県県議会だよりの代表質問に答える知事の政治姿勢に、これは令和5年12月定例県議会での知事の政治姿勢として、先人たちが築いてきた独自の歴史や伝統文化は県民共有の財産であり、本県ならではの特性や強みとして地域社会の発展と県民の活力向上に生かしていくことが重要であると考えていると答弁しています。

令和5年3月31日から閉館している歴史民俗資料館について担当課に伺ひます。閉館の理由を建物屋根の老朽化としていますが、イ、建物屋根を交換できるかできないかの調査はされていますか。ロ、交換可とした場合は見積りを取られましたか。ハ、交換不可とした場合は、その理由をお聞かせください。ニ、もし屋根交換の検討がされていない場合も、その理由をお聞かせください。こちらは町長にお伺ひします。

歴史民俗資料館の閉館にあたっては、イ、修繕が不可能であるから閉鎖するとは、教育課が単独で決定したのですか、町長の意向ですか、それとも教育施設検討委員会の決定ですか。ロ、第4次御宿町総合計画に廃止の記載はなかったのですが、整合性は取れていたのですか。

御宿町における文化資産の筆頭は、この千葉県文化資産ガイドブックには御宿町が1つだけ

載っております。こちらですね。これが日西墨三国交通発祥記念之碑であるが、メキシコ記念塔を訪れた方々は、ドン・ロドリゴ氏が上陸した田尻海岸に行く以外、それ以上の深掘りができない。日本3大海女地帯とされている御宿の海女文化に触れられるのは、旧長谷川病院だけである。関東で最大勢力を誇った上総広常の館が布施村にあったと言われる伝説に至っては、積極的にアナウンスしていない。財団法人五倫文庫のこれからの活動には、内外の初等教育教科書を収集し、内外有識者の研究の資料と場所を提供し、正しい初等教育の在り方を研究し、それが世界人類の平和と繁栄をもたらすことを期待しますとあるが、その場所がない。役場、公民館、記念館でミヤコタナゴが飼育されているが、町民以外は知らない。産卵のために自分が生まれた浜の周辺に戻ってくる絶滅危惧種のアカウミガメが、毎年のように上陸、産卵、ふ化、脱出していることは、町民にもあまり知られていない。加藤まさを氏の月の沙漠にちなんだ像と記念館は清水川河口の両岸に存在するが、それ単体での集客は困難である。

以上の理由から、月の沙漠記念館に、資料館のほか、上記したサン・フランシスコ号漂着の史実、海女の歴史、上総広常の伝説、五倫文庫、天然記念物のミヤコタナゴ、絶滅危惧種のアカウミガメなど、御宿町のシビックプライドを一つに集約することを提案したい。

そこで、担当課には月の沙漠記念館の収支、来場者数の推移、総床面積に対して現在の展示スペースの割合をお聞きします。この提案に対して、町長のお考えもお聞かせください。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） それでは、私のほうから歴史民俗資料館の閉館についてお答えをいたします。

昭和50年に開館した歴史民俗資料館は、町の歴史、文化、伝統を紹介するための社会教育施設として機能してきましたが、竣工から50年近くが経過する建物は、外壁や鉄骨部分の腐食が著しく進行するなど、老朽化が進み安全な施設運営が困難となったことから、令和5年3月31日をもって閉館とさせていただきます。文化財を守る上では、文化財それぞれの特性に即応した保存上の対策や環境の確保が不可欠とされております。近年では地震などの大規模災害だけでなく、局地的な豪雨や急激な室温度の変化など、適切な環境対策を講じることの重要性が増しております。

歴史民俗資料館については、館内に空調設備がなく収蔵庫も配置されておられません。展示場所についても、防火対策、防犯対策など不十分でございます。また、車椅子で利用できる多目的トイレが設置されていないなどバリアフリーへの対応も不十分となっております。このため、屋根の改修、外壁や腐食箇所の補修をするだけでは文化財等の保存施設として充分でないと考

えております。なので、屋根だけを直すという方法を考えなかったということでございます。

一応いろんな直し方があるということでのお話は伺ったんですけれども、見積りまでは取っておりません。このため、現在保管している教科書を含む物品についても、十分な環境下で保存されていなかったため、物品等にも劣化が見られております。物品等を移設するにしても、物品そのものの補修をしながらになると思います。将来的には町の歴史上重要なものを一か所に集約し、保存環境を整え、後世に残していかなければならないと思っておりますが、山積した多くの課題もございますので、優先順位をつけながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） それでは、初めの私への質問がございましたが、この資料館について、担当課あるいは教育委員会の決定なのか、町の決定なのかということだと思っておりますが、ご承知のように御宿町の公共施設総合管理計画の中には、この資料館につきましては大規模改修は行わずに除却を検討していくとなっております。そういうことで、町総体として検討した結果ということでございますが、ただいま教育課長が申し上げましたように、屋根や外壁の老朽化あるいは館内の様々な状況について今申し上げましたけれども、こういった内容を総合的に考えまして、今申し上げている結果となっております。それと同時に、今、ご意見、ご指摘をいただきました非常に民俗資料として貴重な資料がございますので、必ずやできるだけ早く、これを町民の皆様、また、観光客の皆様、御宿にいらっしゃる皆様方に広く展示していくことは必要だなど。しっかりと研究と検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（石井 学君） 私のほうからは、月の沙漠記念館に関するご質問ということでお答え申し上げます。

まず、収支について申し上げますと、平成29年度からお伝えいたします。歳入が340万円、歳出は1,290万円、収支差がマイナス950万円でございます。平成30年度は歳入330万円、歳出2,400万円、収支差マイナス2,070万円でございます。令和元年度ですが、歳入250万円、歳出1,400万円、収支差マイナス1,150万円でございます。令和2年度から令和4年度につきましては、コロナ禍の影響によりましてあまり参考にならないと考えられましたので割愛いたします。令和5年度につきましては、歳入290万円、歳出1,490万円、収支差マイナス1,200万円となっております。

続いて、来場者の推移でございますが、平成29年度は2万2,500人、平成30年度は2万2,600人、令和元年度は1万3,100、令和5年度は1万8,600人となっております。

次に、記念館の床面積でございますけれども、1階が590平方メートル、2階が180平方メートル、総面積が770平方メートルでございます。これに対しまして、展示スペースの面積でございますが、1階の企画展示室は120平方メートル、2階のギャラリー室や展示室は150平方メートル、合計の展示スペースですと270平方メートルございまして、割合にいたしますと35%程度となっております。展示スペースを有効に活用していると考えております。また、残りの65%は事務室、売店、収蔵庫、倉庫などのスペースでございます。

以上となります。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） それでは、私への2つ目のご質問にお答え申し上げます。

このようにご質問にありますように、町に存在する様々な文化について一つに集約することができないかというご質問、ご提案でございますが、今、産業観光課長も申し上げましたように、現在の月の沙漠記念館に集約することは非常にスペースに限りがありますので、困難であると考えております。

また、月の沙漠記念館におきましては、これまでサン・フランシスコ号漂着やその関係性の史実、あるいは海女文化に関する資料等については、展示期間を設けまして何度か企画展示を行ってきた経緯がございます。ミヤコタナゴにつきましては、ご承知のように、役場、公民館、月の沙漠記念館に水槽展示をいたしておりますが、箇所的には複数の箇所にあつてよいのではないかと思います。

今、このあたりにございます岩瀬議員さんもお承知だと思いますが、上総広常の伝説というのは、御宿町の町史をご覧になったと思いますが、現在でいえば下布施のトモダイ、マチダイという地名があるということでございます。これは町史に書かれているものでございますが、それと現在の一宮町に、どちらにあつたかというような2つの大きな考え方がございまして、そういう流れの中で、現在の真常寺の敷地関係が最後に1行加わっていますけれども、そんなようなことでございますので、現在の御宿町内の関係、何かに関連しまして歴史関係をこうやって述べて展示していくことが可能だと思いますが、そのように考えております。

また、五倫文庫につきましては、ご承知のように非常に御宿町のほかの市町村にない非常に重要な、貴重な文化資産でございますので、これらの資産をはじめといたしまして、先ほども申し上げましたけれども、できるだけ速やかに検討、研究を進めまして、町民の皆様をはじめ

広く展示ができるように検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

町長がおっしゃられた町の総合計画は、恐らくこちら、第5次総合計画かと思えます。中にはそのような記述があります。61ページの歴史民俗資料館の廃止に伴いという箇所があります。ただ、これを決定して閉鎖したときは、まだ第4次、僕が持っているものだと、御宿町公共施設等総合管理計画、平成29年3月の中の25ページ、第7章、施設類型ごとの基本方針、1節公共施設、その④社会教育系施設の中に、公民館と歴史民俗資料館があります。歴史民俗資料館については、築後40年を超え、屋根の腐食など老朽化が進んでおり、また、エアコン設備が設置されていないなど、今後の利用上の課題が複数あるため、早期に今後の改修について検討し、施設の基本的な機能の維持に努めますとあります。これで整合性が取れているのかという質問をいたしました。

それから、記念館のほうには8月1日に私は行ってまいりました。午前中だったこともあり、来客は私1人。四、五十分いたと思うんですが、この後に男性が1人で来て、来場していただけでした。月の沙漠記念館の広さなんかを今伺いましたし、ここに集約するのは無理だとおっしゃられましたが、どんな形にしても大切なものですから、町民や観光客が見られるような形にしていきたいと思えます。

それと、7月9日に開催されたおもてなし意識向上勉強会に参加しました。私は小さな商売をやっていますので、観光協会からファクスがこのように届きまして、6月28日に観光協会からファクス2枚が送付されて、1枚が表紙で、内容欄には「御宿は生き残る、観光業界を取り巻く状況と今、地方は何をすればよいのか」と記載があるだけ。もう1枚のほうには講師の方のプロフィールだけが記載されていました。当日の資料もなく、積極的に参加者を募る意識は全く感じられませんでした。講師の人選並びに内容がとてもよかったので、もっと多くの人に受講してもらいたかったです。そして、講義の最後に、地域のシビックプライドについて話し合っほしいと。それが御宿町における観光の柱になると述べられていました。それで、その後どうなっているかをお聞きしたいです。ですから、その会議が開かれたのかどうか、結果どういうことだったのかということ。それから、僕は一番前のほうの席に座ったので何人ぐらい来ていたのかも分からないので、そのとき何人来られたのか。何人ぐらい予定していたのか。あのぐらいの人数でよかったのかなというふうにすごく疑問に思っています。

それから、3月の定例議会一般会計予算質疑の中で、歴史民俗資料館の今後について質問い

たしました。それに対して、歴史民俗資料館内にあった展示物については、公民館1階ロビーに御宿町に関わりが深い重要な文化財を展示している、そのほか文化財審議委員会の中で、特別展示等について考えていき、広く住民に見ていただけるように考えていると回答していますが、その後、随分時間がたっているんですが、どのようになっていますか。

私が挙げた提案は、もちろん総合計画に上がっていないことは承知していますが、これからこの提案が御宿町のこれからの方向性を内外に示すこととなり、結果、記念館の存在が地域の象徴になると考えます。御宿町のシビックプライドを記念館に集めることを前向きに考えていただきたいと思います。では、担当課のほうからお願いします。

○議長（滝口一浩君） 担当課、今の流れの中で、シビックプライドはあるかもしれませんが、観光協会のおもてなしからの切り口だと通告にないので、担当課は答えられますか、その辺に関して。なければ、通告にないので、どうしますか。シビックプライド……。

産業観光課長。

○産業観光課長（石井 学君） それでは、私のほうからシビックプライドの件について答弁をさせていただきます。

確かに岩瀬議員さんおっしゃるように、町のほうにはいろいろな財産といえますか、町民また町外の方の目に触れるような形のものがたくさんございます。そういったものを一つにということとはなかなか難しいかもしれませんが、多くの方の目に触れられるような形での企画展というものが提案できるかなと考えております。また、その際には、月の沙漠記念館には運営委員会がございまして、その運営委員会と協議しながら検討してまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 資料館の資料についてのご質問だと思いますが、公民館の1階ロビーに資料館で一番正面に飾ってあったものと、教科書の中で展示の箱に入っていたものを基本的には今展示をしている。これを、入替えをやりながら皆さんに周知していきまよとお話をしたんだと思いますけれども、物が物だけになかなか全体を何回も入れ替えるということがなかなか難しく、現在のところは当初の展示をそのまま続けているような状況でございます。

また、委員会のほうからも特にこれについてというものは話が出ておりませんが、工夫をしながら提示をしていきたいというところでございます。

また、2階にはぼうぼうあたま博物館から頂いた絵本類は2階のほうに展示をされておしま

して、併せてできるだけ展示を見せるような形をしていきたいと思ひます。

以上でございます。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

それでは、最後にお聞きします。先ほどの施設計画のほうは、町長としては問題ないということによろしいですか。それと、町長が考える御宿町のシビックプライドを挙げて聞かせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 施設の関係につきましては、ちょっと一部聞き取れなかったんですが、岩瀬議員さんがおっしゃったのは、平成29年の関係は第4次総合計画の後期基本計画に掲載されている内容だと思ひますが、あのような中でいろんな補修は重ねてきたわけでございます、平成末年から令和にかけて、そして先ほど申し上げました令和4年12月に総合管理計画が新たに策定されましたけれども、その5年、6年の間に十分に動きが進んできたという理解で、令和4年12月の総合管理計画の記述につながっていったということであります。そういうことで考えております。

あと、御宿町には非常に優れた文化あるいは自然が多くありますので、これをしっかり理解を深めて、より広く多く提示していきたいと考えております。PRしていきたいと思ひます。

以上です。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

以上をもって質問を終わらせていただきます。

○議長（滝口一浩君） 以上で、2番、岩瀬環樹君の一般質問を終了します。

ここで15分間休憩いたします。

（午前10時46分）

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時59分）

◇ 塩入健次君

○議長（滝口一浩君） 3番、塩入健次君、登壇の上、ご質問願ひます。

（3番 塩入健次君 登壇）

○3番（塩入健次君） 3番、塩入でございます。通告に基づきまして、質問のほうをさせて

いただきたいと思います。

町長の政治姿勢についてということでお伺いいたします。

町長は6月12日に開催されました第2回定例会におきまして、椎木議員の質問に答える形で、今年12月の町長選挙への出馬を表明されました。その際に町長自ら、次に挙げる5つの行政課題に全身全霊で取り組むと発言されています。今後の町政運営において、それぞれの課題にどのような政策、対策を行っていくつもりであるのか、具体的にお答えいただきたいと思います。

当日の会議録を参考までに、町長の発言のほうを読み上げさせていただきますと、人口減少が進んでいますが、移住定住政策や子育て政策など減少対策への対応、本定例会でもご質問いただいておりますが、御宿小学校の更新事業、御宿駅バリアフリー化推進の問題、また駅西側遊休農地の整備改善の問題や、公共施設管理計画への対応など、町にとって非常に重要で大切な課題が多くございます。これらの課題にしっかりと取り組んで、今後とも町民の幸せを願い、町民の皆様、議会の皆様のご支援をいただきながら、一層活力ある町づくりを目指し、全身全霊を尽くしてまいりたいと考えております。このように答弁されております。この答弁を踏まえまして、今回の質問の趣旨とさせていただきます。

まず最初に、移住定住政策や子育て政策など、人口減少対策。

町長は6月22日に行われました御宿小学校更新の住民説明会の質疑応答の中で、保護者の皆様が御宿町に移住しようと思ってもらえるような政策を考えていきたいと思っております。このように述べておられます。

平成20年に町長が就任されてから16年が経過しており、少子化や人口減少が当時の課題であったことを思えば、これから考えるとといったような発言はいささか無責任ではないかというふうにも感じます。

また、以前から北村議員などが提案しておられます、いわゆる教育移住、先ほどの岩瀬議員の質問等にも入ってございましたけれども、教育環境を充実させたり、またある分野に特化した教育を行ったりすることで、教育に関心のある子育て世代を呼び込むというものですけれども、これについては、町長、教育長とも過去の答弁で明確に否定をされております。ということは、これとは違った角度で子育て世代を呼び込むつもりがあるのかと考えるのですが、改めてどのような政策、対策を町長のほうで考えておられるのかを伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 1つ目のご質問につきまして、移住定住政策や子育て政策などの人口減少対策に関するご質問でございます。

まず、6月22日に開催されました住民説明会において、保護者の皆様が御宿町に移住しようと思ってもらえるような政策を考えていきたいと思っておりますと述べているが、この意図するところは何かというご質問でございます。

この発言につきましては、まさに人口減少に関係し様々な課題や対策が、日に日に1年1年、日を追って重要性を増している中にありまして、心を改めて心を引き締めて、これからの課題に当たりたいという考えを述べたものでありまして、誤解のないようご理解をいただきたいと思っております。

これまで、移住定住政策や子育て政策にて多くのことを行ってきておりますが、例えば幾つかを申し上げますと、移住定住政策についてはこれまで、お試し居住政策、U I J ターンによる起業・就業創出事業、また定住化促進事業として、空き家家財等に関する処分補助事業、地域おこし協力隊における大学との連携による移住促進事業、これは交流人口の増加対策ということでございますが、そのようなことをやってきておりますが、引き続き可能な範囲で継続していきたいと考えております。

また、子育て政策に関しましては、現在行っている事業につきまして先般の6月議会で申し上げてきましたが、幾つか申し上げますと、小中学生の週末学習塾、海外留学助成事業、あるいは野沢温泉村との海と山の子交流事業など、支援においては、高校生等までの医療費助成事業、病児保育事業などがございます。

また、先般議会の皆様よりご意見をいただきました教育費、給食費の無償化等に関する事業などについては重要な事業と考えておりますので、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

そして、ご指摘にございました教育移住という観念につきましては、私が目指すことは一つであると考えますが、現在御宿町教育行政におきましては、教育大綱、教育基本方針に基づきまして、地域の特色を生かした教育行政を遂行しております。

また、現在御宿小学校更新に関わりまして、小中一貫校を目指しています。これらの充実した教育政策を遂行することにより、その内容に感銘いたしまして移住定住を考えていただけるよう、努力してまいりたいと考えております。

また、違った角度で子育て世代を呼び込む政策につきましてということでございますが、ご質問にいただいております4つ目の駅西側遊休地の整備に関係し、その中でお答えさせていただければと思います。

以上でございます。

○3番（塩入健次君） ありがとうございます。今幾つか、これまでやってこられた政策のほうをご説明いただきましたけれども、現実的にその効果というものが出ているのかどうか。私自身は、その政策自体に効果が出ているとはあまり思えません。

また、今、給食費無償化の件もありましたけれども、今年度予算において修学旅行費の補助金が削減されたり、入学準備金の支給が廃止されています。また、高校生の通学定期券補助も一旦は廃止の提案がなされたりしております。

そういったことから、子育て世代に対する経済的支援というものを考えてはおられないと思われるんですが、その辺に関しては町長のほうは、今後どのように考えられておられるかお伺いします。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） まず、これまで行ってきました子育て政策、移住定住施策について、その効果、結果がどのぐらい反映され、どのぐらい効果が出ているのかというようなことにつきましては、いろいろなテーマといいますか、事案によりましてあまり効果がなかったとか、効果があったとかという判断はあると思いますが、私は実施してきました内容につきましては、それなりの十分な効果があったのかなと考えております。

それと、今般の請願等の内容をいただいておりますが、一つの判断としまして教育行政あるいは教育に関する予算全体を考えての一つの判断をしたわけでございますが、それに対していろいろなご意見、ご質問、また請願をいただいております。

こういう請願をいただいた中で、今申し上げましたように、今回例えば準備金を減ずるとか、定期代の云々とかということは一旦もう判断したことですから、全体を考えて判断したことですからここに至っておりますが、給食費を含めまして今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（塩入健次君） 予算面、全体考えたときに御宿町が難しい状況にあるということは承知しておりますが、私は3月の定例会で予算案の審議のときにさせていただいた質問をもう一度させていただきたいのですが、昨年9月の議会議員選挙から議員定数が12名から10名に削減されました。その定数条例を改正する発議の中で、現在議長である滝口議員が、2人分を削減すれば年間経費が約800万円、4年間で3,200万円を減額でき、次の世代を担う子どもたちのためにこの予算を使えばというふうな趣旨の説明をしております。

実際に議員は2名減っておりますが、この削減された人件費分が何に使われたのか、本当に

子どもたちのために使われているのかというような質問をさせていただいたところ、3月の答弁ではかなりうやむやな状況に、全般的に使われているというような話になっておりますけれども、この予算財源を使って、今後子どもたち、子育て世代が本当に実感できるような、そのような形での支援をぜひお願いしたいのですが、そのような考えはございますでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 議員の皆様方が定数削減というご努力をされまして、今おっしゃっていただきました多額の財源といたしますか、予算がつくり出されたというようなことは重々承知しておりますが、教育行政に関しましては、私は全般的に見て、しっかりと私は気持ちを入れて対応してきていると、自分自身は考えております。

そういうことで、取りも直さず非常に教育行政も重要な局面にございますので、今申し上げましたように、これからも皆様方のご意見をいただきながら検討してまいりたいと思います。

○3番（塩入健次君） ありがとうございます。また、この後の質問とかにも絡んできますので、次の質問に移らせていただきます。

続いて、御宿小学校の更新に関してでございます。

1月12日の臨時会にて、基本設計の委託費の補正予算案が否決されて以来、町執行部は具体的な改善の提案をせず、御宿町総合計画等で承認された更新スケジュールのみを根拠に正当性をアピールするかのような住民説明会を開催されております。新たな提案がない限り事態が進展する要素はなく、半年後には布施小学校との統合も実施される中で、今後どのようにこの事業を進めていかれるおつもりかを伺います。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 御宿小学校更新事業について、今後どのように進めていかれるのかというご質問でございます。

ご指摘のように1月12日の臨時議会におきまして、基本設計業務委託費について否決という結果をいただき、様々なご意見をいただきまして、今に至っております。

反対討論における議員の皆様方お一人お一人のご意見、お考えあるいは思いを精査いたしまして、また、これまで検討協議を進めてきました教育施設検討委員会の皆様、保護者の皆様、住民の皆様、行政区長の皆様のご意見、ご要望などを念頭に、これまでおよそ半年間、新たな提案について内部協議を重ねてまいりました。

このような時間の流れの中において、御宿小学校の耐久度、耐久性、老朽化は一日一日と進んでおりますので、できるだけ早く皆さんとの協議を重ね、成案を得たいと考えております。

そのようなことで、先日8月28日に開催されました議員協議会に新たな案を提案いたしました
が、詳細な説明まで至りませんでした。

御宿町議会基本条例第4章において、議会と町長との関係が上がっておりますが、第8条第
2項に、議会は町長等から重要な政策提案を受けたときは、論点及び争点を明らかにして審議
に努めるものとするがございます。そういう中で、そのようなことでございますので、できる
だけ早く審議、協議の場を設定させていただきたいと考えております。

以上です。

○3番（塩入健次君） 今、町長がおっしゃられたとおり、この質問の通告と前後しまして8
月28日の議員協議会で執行部から幾つか資料が提示されましたけれども、ほとんどが中学校へ
の移転を前提とした、新築する校舎の図面が中心でありまして、1月の臨時会の反対討論、今
町長がおっしゃいましたけれども、反対討論で校舎の設計を問題にしている議員は一人もおら
ず、ほとんどが候補地決定に至るプロセスであるとか、住民や専門家を交えての議論が足りな
いということを指摘されています。なぜこのような議論をしないままに、先に校舎の新しい図
面が出てくる。

また、6月22日に開かれた住民説明会の資料を見ますと、後半のほうに反対討論の内容と対
応というページがあります。私は印刷してきましたけれども、ここで、主な反対討論の内容に
対する回答といたしますか、反論といたしますか、このようなものが掲載されているのですが、本
来であればこのようなことは住民説明会の場で資料として出すのではなく、先に議会と対話を
する。それが順序として普通じゃないかと思うんですけれども、それに関して、その進め方と
いうことに関して、順番が違っているんじゃないかという、そう思いますがいかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いま一つ申し上げたいと思いますが、確かに1月12日にあのような結
果をいただいたということは、それまでの経過の中において説明不足とか、意思疎通の不足と
かいろんなことがあったからこそそういう結果につながったということは反省はいたしており
ますが、ただ、これまで重々述べてきておりましたように、およそ2年から3年にわたりまし
て、住民説明会あるいは保護者説明会、あるいは教育施設検討委員会、アンケート調査、いろ
いろとやってきました。

そのことに対するいろいろご意見もございますが、一つの、私は町民のお気持ち、傾向を見
るのに非常に重要な要素であるという考えの中で、1月12日にご提案をさせていただいたわけ
であります、一つ申し上げておきますのは、候補地の決定については、私は議決事件じゃな

いと考えております。議案として上げるべき課題じゃないと考えています。

ご承知のように教育施設検討委員会において4つの候補地を執行部として出しましたところ、委員会の中で2つに絞っていただきました。そういう中で、答申について、執行部で1つに、最終的には決めていただきたいというような趣旨がございましたので、私は総合的に勘案しまして、財政状況あるいは災害等を含めた安全状況、教育環境の問題等々、また小中一貫校を目指す内容について、そういったことを総合的に勘案しまして、中学校が適切であると、移転することが適切であるという考えで、ご提案させていただきました。

そんなことで、私はいろんな経過の中で、理解不足、説明不足が当然あったからこそ、こういう結果があるとは思いますが、場所の選定については議決案件ではないということは、現在質問書というものを頂いておりますので、しっかりとお答えしますけれども、そのように考えております。

○3番（塩入健次君） その6月22日に住民に対して配付されました資料において、やはり議会が総合計画に一旦は賛成した、承認したではないかというような記述があり、最後に議決を信じることは町民の皆様への政治への信頼のもとであるというような記述があります。

その中で、今町長が候補地決定においては議決案件ではないとおっしゃいましたけれども、例えばこの説明会やそれ以外の場でも、御宿小学校の更新について、御宿町公共施設総合管理計画であるとか、第5次御宿町総合計画において議決が承認しているということをアピールされているんですけども、この計画で決められているのは更新の実施だけであって、更新の内容については、確かに承認されたわけでもないですし、議決案件でもないのかもしれない。

ただ、この計画というのはあくまでも計画であって、状況によっては計画の変更や実施時期が前後するという事は許容されるものだと考えております。

一例を挙げますと、後の質問でも出てきますけれども、例えば火葬場の解体、これについては、第4次総合計画の後期基本計画において重点施策として位置づけられておりまして、令和元年度に1,000万円の予算をかけて解体するとなっていましたけれども、いまだに解体はされておられません。そして、第5次総合計画からは火葬場の文言自体がなくなっております。

こういったことから総合計画を前提として、執行部が中学校への移転を強行するというようなことは、その主張には全く根拠がないものと思います。いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 塩入議員、質問の途中ですが、インターネット中継に不具合が生じています。

少しの間、休憩します。

(午前 11 時 22 分)

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 24 分)

○3番（塩入健次君） ではすみません、ちょっと最後のほうだけ、もう一度お話しさせていただきます。

町の執行部のほうは、御宿町公共施設等総合管理計画や第5次御宿町総合計画を根拠に、御宿中学校への移転を進めようとしておりますけれども、この総合計画自体が常々守られていない状況にある。こういうことを踏まえて、この総合計画を前提とした執行部側の主張には全く根拠がないと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 復唱いたしますが、塩入議員さんもおっしゃっていただきましたが、令和5年3月の第5次総合計画並びに令和4年12月にご承認いただきました公共施設総合管理計画、この中に幾分かちょっと表現は違いましたが、趣旨として御宿小学校更新については、令和9年3月までに新校舎に更新すると表現が入っております。

これは、2つありますね。年月の問題と、新しい校舎に更新するという、これは当時の議会の皆様方全員で全会一致で認めていただいています。そういう中で、その後の議論の中で、例えば御宿小学校補修とか修繕、緩めでいいとか、あるいは箱物は要らないとか、この表現という内容については、小学校を更新するという表現とは違うと思うんです。

私はその点はきちんと、確かにおっしゃいました年月のずれは、いろんな協議の中でやっぱりありますけれども、それはそれとして、やはり老朽化が進んでおりますので、60年前はいろんな調査で何とかということ、60年を経過した後の令和9年3月ということ、年限を限って提案し申し上げておりますので、そのことをきちっと私はご認識いただきたい。この年月のずれはさておいて、新校舎にするということについては、これは一つの大きな議決でありますから、これは尊重していただかなくちゃいけません。

そういう中で、今後、先ほども一つの案でございますが、安全性の面と、教育環境の面と財政状況の面と、あるいは小中一貫校を目指すという、4つの内容について考慮することを提案させていただいていますが、こういうものを比較して、皆様方としっかりと議論していきたい、私はこのように思っております。

○3番（塩入健次君） 今後も引き続き議論をさせていただけるというのであれば、それはまた今後の議論でいろいろとお話をさせていただきたいと思います。これは移設の場所も含めて、そういう形で私のほうは承知して、今の答弁を承知させていただきます。

それで、8月28日の議員協議会で、御宿小学校更新可能地に係る比較表という資料が提示されているんですけども、中学校への移転、御宿小学校の建て替え、布施小学校への移転、3パターンそれぞれについて費用が提示されています。

このときに、小学校を建て替える案にのみ御宿小学校の解体費用、約3億2,000万円というのが含まれた金額が提示されておりますが、今町長自らおっしゃったように、もし60年で耐用年数が過ぎる危険な建物であるということになれば、これは中学校に移転しようが、布施小学校に移転しようが、御宿小学校の解体は必須の経費になるのではないかと思います。ここで御宿小学校の建て替えの案にのみ、この小学校の解体費用が計上されているということは、もしこれ中学校や布施小学校に移転となった場合には、御宿小学校の解体はせずに廃墟としてそのまま残すと、そういう宣言と受け取るんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 現在の御宿小学校の場所に建て替えるということになりますと、やはり今の御宿小学校を壊さなくちゃいけないという認識が一つあると思うんですね。そういうことで、案として、こうする場合はこうなりますよという案でございましたが、私自身は、たとえばほかに移ろうとも、私は御宿小学校については、跡地利用で企業誘致という基本的な考えを持っております。

あそこを全部きれいに更地にするという、現在私は考えておりません。ほかにもし移転した場合には企業誘致でいろんな政策、考えを持っていかなくちゃいけないと、そういう考えでおります。

○3番（塩入健次君） 今のお話を解釈しますと、中学校に移転した場合、御宿小学校は校舎ごと企業に売却なり貸与するなりして、その校舎の取扱いについては、誘致した企業の責任においてやっていただくと、そういうことでよろしいですか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 細々としたことはまた別といたしまして、基本的な考え方はそのようなことです。

○3番（塩入健次君） これまだ回数大丈夫ですか。

企業誘致という話自体がそもそも今初耳なんですけれども、そういう考えがあるのであれば、

なぜ先にそのようなことをお話しにならないのか。議会に対してそのような提案をされないのか。それをお伺いします。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この問題につきましては、私が考えて、あまり外部といいますか外に申し上げなかったかも分かりませんが、元来私は小学校の現在の建物については、そのように考えています。

そういう意味で、全然そういう考えを今まで議会に話したことはないじゃないかとおっしゃっていただくのは、それは申し訳ございませんでしたと申し上げるしかないです。

○3番（塩入健次君） これまで執行部側は、小中一貫教育とかいろいろな理由をつけて、中学校への小学校の建設というのをプッシュしてきたわけですがけれども、町長の考えの中には、当初から御宿小学校の跡地利用を含めた中で中学校への移転を想定しておられたと、それでよろしいですか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） そのとおりでございます。

○3番（塩入健次君） 承知いたしました。

取りあえず、この件に関しては、少なくとも執行部自らコンクリートの耐久性が限界と言っておられますので、よくある、例えばほかの市町でやっているような廃校を利用した道の駅みたいなものに使うとか、それ以外にも地域のコミュニティとして使うようなことはできないというふうに、執行部側のほうの考え方がありますので、少なくともどこに移転しようが、この御宿小学校の解体というのは町にとって必須であると、そういうふうな認識を持っていただきたいと思います。

続きまして、御宿駅のバリアフリー化についてお伺いします。

当初の公約でありましたエレベーター設置というものは、財政上なり、JRとの協議の中で断念されたというふうに考えております。駅構内踏切とスロープの案で方向性は決まったと認識しています。

今後は、その附帯条件としてJRから出されております浜の踏切の閉鎖、これが一つのポイントになるかと思いますが、踏切閉鎖によりまして、そこを通行している方々の利便性の低下であるとか、津波などに備えて御宿台に避難するという避難経路が閉ざされるというようなことが議論されておりましたけれども、踏切の先に土地を所有する地権者の方というのがおられます。この地権者への対応というものが必要ということあまり周知されておられませんので、

これも含めたバリアフリー化実現の具体性や、今後のロードマップを町長のほうに示していただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 3つ目のご質問でございますが、御宿駅をバリアフリー化にすることでございます。

浜の踏切の廃止に関わることにつきまして、土地所有者の皆様にご説明させていただき、これからご理解をいただきたいと考えております。個別に伺いまして説明させていただきたいと考えておりますが、そういう中でご理解をいただいた後に、御宿駅のバリアフリー化については、浜の踏切廃止を前提に進めていきたいという趣旨の文書をJRに提出して、それをもってJR側も社内手続を進めるということになると考えております。

そのようなことで、今後のおよその想定といたしましては、できるだけ早く今申し上げましたタイムスケジュールと申しますか、そういうものを進めていきたいと思っておりますが、同時にかねてから国土交通省と2年、3年ずっと協議をしてきておりまして、とにかくバリアフリーを進めるためには、バリアフリー基本構想というものの策定が必要だということでございますので、国土交通省のご指導をいただきまして、令和5年の秋か令和6年の秋かというような、国交省からそういう話がございましたけれども、いろいろございまして現在に至っておりますので、できましたらこの秋に、11月、12月頃になるとは思いますが、バリアフリー基本構想について、国の補助を頂きまして構想策定に入るわけでございますが、手を挙げさせていただいて、例えばその決定が令和7年度に入るわけでございますが、決定していただければ、そういった予算について措置をしていただきまして、構想の策定に入ると。

構想の策定に入りましたら、その期間がJRさんのお考えもやはり1年、1年半ぐらいかかりますよというようなことを伺っておりますので、その程度の時間がかかるのかなと思っておりますが、それから基本設計に入って、この構内スロープの設置案の基本設計に入って、さらには工事期間が、JRは工事については1年未満、6か月から半年ぐらいい間ぐらいじゃないかということがございますので、これからの日程ですが、合わせて3年ぐらいいは、最短距離で3年ぐらいいはかかるんじゃないかなと思っております。

いろんなことでずれましたが、やはり半年、1年はずれるとは思いますが、そのような対応スケジュールを想定しております。

以上です。

○3番（塩入健次君） 町長は、このスロープ案と踏切閉鎖について、各区を回って、区の役

員の方々であるとか住民の方々に説明をされておりますが、それ以前に、この地権者の方々の了解を得るという作業が必要だったのではないかと思います。これについては、また先ほどの話と同じで順番がちょっと前後しているのではないかと思います。いかがでしょう。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘いただきましたように、ご存知のように国道から町道、普通車両が1台入るような町道がございまして、およそ踏切まで300メートル、それから先に、踏切を渡って左に入って、今全然その道は使っていませんので草が生い茂っておりますが、約200メートル、合わせまして520メートルぐらいの延長、5017号線という町道がございまして。

それと、踏切を渡りまして、すぐ10メートルぐらい行きまして右に上がると、これも5525号線、町道が、やはりそれは今時々通ります、歩いて御宿台に上がるその道なんです、そういうような道がございまして。

そんなことで、このことにつきまして先般、建設課長をはじめ、今、職員と夷隅土木事務所のご指導をいただきました。具体的にはこうやればいいですよというお話をいただいたんですけども、そういうことでこれから進めていきたいと思いますが、これは千葉県建築指導課のご指導をいただくのも重なっておりますが、そういうことを行っております。

私自身は、総合的な考え方として、道路認定の場合は、例えば山の中に、あるいはいろんなところに道路を通すときに、こういう図面を書いてこういうふうに、そうすると関係者がこういう方々が何名いて、そういうことになろうかなと思いますが、私はこの件については、やはり一つの御宿町にとって非常に大きな行政課題、重要な事項でありますので、この事業を進めるにあたってどのぐらいの大きなメリットといたしますか、町において非常に大きな効果、重要性があるんだということの中で、私の政治判断で進めてきております。

そういう中で、関係者の方々がいらっしゃいますけれども、ぜひこれからご理解をいただきたいと思っております。

○3番（塩入健次君） なので、これからというのが、順番が間違っているのではないのでしょうかと、私はお伺いしております。

先にこの方々たちに、今町長がおっしゃられた町の総合的な判断で、こういうことにしますと、この町道を閉ざしてあなたの土地には行くことができなくなりますということをごきちんと説明しないままに、この計画だけを進めて各区に説明をしてという、その状況がおかしいのではないですかというふうにお伺いしています。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君）　　そういうことで、夷隅土木事務所におきましてご指導もいただいたんですが、私自身は、そこで必要なものが、踏切を渡って、例えば左に行く道が今は使われていないけれども、町道に面している方々が何名かいらっしゃいます。そういう中で、そういう方々の機能保障、要するに踏切は例えば閉鎖しますけれども、そこに行けるような道をきちんと機能保障してくださいというようなご質問をいただきました、町民の方に。

それは具体的に言うと、例えば今申し上げましたけれども、上から、御宿台から下りてくる道がやはり町道になっております。それとつないで、そこに行けるように、それは一つの大きな機能保障になりますので、そういった面のご指導もいただいておりますので、私はそういったものがきちんとご理解いただければよろしいのかなと考えております。そのように感じております。

○3番（塩入健次君）　　国道から歩いて3分でたどり着ける場所が、その道がなくなって、御宿台の一番奥からしか下りてこられない場所になるということに、この地権者の方々が納得するとはとても思えないのが一つと、結局、費用対効果の面でエレベーター設置を断念した、費用が安く済む構内踏切スロープ案になったということなんですけれども、その踏切などの工事以外のそういった御宿台からの道を新しくまた整備する、それ以外でも、町長は愛宕山に津波の際の避難所を新たに造る、そのような話も今までされております。

そうすると、エレベーターの工事、維持費、それら以外の経費がかなりかかるんじゃないかと予想します。また、場合によっては、この地権者の方々たちの土地を買い上げて町有地化するというようなことも必要になってくるのではないかと私は思うのですけれども、そのあたりの、結局、じゃ、費用対効果はどうなんですかという部分が非常に疑問なんですけれども、その点について町長はどうお考えでしょうか。

○議長（滝口一浩君）　　石田町長。

○町長（石田義廣君）　　例えばエレベーターの設置につきましては、できるだけやりたかったんですが、ご承知のように跨線橋が老朽化して、現在の跨線橋について耐震補強とか新しく建て替えることは、今の鉄道経営の困難性の中で非常に難しいというご見解が出されましたので、それはできないでは、それをやらなければエレベーターできないんだと、それはちょっとJRの皆様方のお話を伺った中で、できないとなりました。

これまで申し上げてきましたけれども、また町民の皆様方にも申し上げてきましたけれども、エレベーター設置に関する工事費あるいは管理費については、構内通路設置案については大体半分か、半分以下ぐらいで、大まかな概算ですけれども、そんな話を伺っております。

そういうことで非常に、例えば現在エレベーターを設置する場合、どれぐらいかかるのか、まして、できるできないの話がまず一点ありまして、もしできたとして、できたとしてもどうか、跨線橋につきましては、所有されているのはJRですから、基本的にはJRさんが全額に近い形でご負担するような形になる、それができないということなんですよね。

そんなことで、ただこの費用対効果という観点につきましては、全くさっき今言った、言わば道路の整備にしても、道が通れるようにするという整備、あるいは避難所等についても、あそこはもう愛宕山というところが第一次避難になっておりまして、自主防災計画の中です。行ってみますと分かりますけれども、頂点まで150メートルぐらいあるんですが、約40メートル近い高さになります。それまでに、空き地が、私有地でございますが、3か所、4か所ございますので、それはもしそういうことになれば、踏切廃止になれば、1点、2点と、その所有者とお話ししまして、草刈り等の管理はします。管理はしていかななくちゃいけない。

さらには、行政区の説明の中に、塩入議員さんもお承知のように、災害時に雨が降ったらこういう対応をとということで、避難所というか、雨をしのぐ小屋程度のものは検討していきたいと私は申し上げておりますけれども、そのように考えておりますので、事業費の面での費用対効果についてはちょっと大きな差、ずれがあるものかなと思います。

以上です。

○3番（塩入健次君） ですので、まずは地権者の方々との話し合いを進めていただきたいというふうに思います。

また、構内踏切については、世の中全般的に廃止される傾向にある中で、これを新設するということが安全性を疑問視する声というのが少なからずあるということなんです。特に最もバリアフリー化の恩恵を受けるべき車椅子の方々であるとか、またベビーカーを押して渡る方などが、やはり車輪が線路の溝にはまって身動きが取れなくなるというような、そんな事案も少なからず今まであるわけです。構内踏切に限らず普通の踏切についてもですね。

こういった状況で、構内踏切において事故が起きるといった可能性は否定はできないと思いますが、これについて町長は、安全面についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘のとおり、安全面、安全性を第一に考えるということは、国土交通省においてもJRにおいても、また町民の皆様においてもそうだと思います。しかしながらそういう中で、国土交通省の指導により、こうしたら大丈夫ですよという要綱をいただきまして、しっかりとやってくださいというご指導をいただいております。

そういう中で、バリアフリー法が制定されまして、やっぱり国交省は日本全体の社会を見まして、高齢化が進んでおりますので、どうしてもバリアフリー化を進めていかなくちやいけない。そういった時代的な推移の中でも少しずつそういう、だから、大きな財源があってエレベーター設置なりなんなりできればいいんですけれども、各地域、各地方においては、なかなかそこまでいかない部分がありますので、そういう中で、時代状況の推移の中で、こうしたら大丈夫ですよという国交省の指導をいただいておりますので、それをJRさんご理解いただいて、取りあえずそれを実行するためには、やっぱり安全第一でこういうことをしていきましょうという文言の協議になると思いますので、そのような考えでおります。そのようにご理解いただきたいと思います。

○3番（塩入健次君） これ私は3月の定例会で、町営野球場の安全対策をお願いした経緯がありまして、その際にもしこのような安全対策をしていない野球場で、硬式のボールが子どもに直撃して亡くなるような事故が起きたらどうしますかというふうに質問しましたところ、町長は自ら責任を取る覚悟があるというふうな答弁をされています。

本来であれば事故が起きないように対策をするのが行政の役目だと思いますけれども、今後、構内踏切においてそのような、死亡事故のようなことが発生した場合に、町長はどのような覚悟でお臨みになるのかお伺いします。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 町営グラウンドの関係と駅構内踏切はちょっと違うと思うんですが、町営グラウンドの関係は、施設的には全面的には町のものでありますので、私に全責任がありますが、今後例えば構内通路設置案を行った場合、何か事故が起きた場合は、それは国交省か、直接的にはJRと町が直接になりますので、そういう中での協議の中で進めて、施設的には当然管理とか、JRでございまして、そういう中で、当然私自身に責任はございまして、そういった事故のないようにしっかりと進めてまいりたいと思います。

○3番（塩入健次君） 承知いたしました。

では次に、4番目の質問に入りたいと思います。駅西側遊休農地の整備。

これは多数の地権者の合意形成なしに進めることは難しい部分があると思いますけれども、いつまでにどのような方向性を決める、そのようなつもりであるのか。

また、実現可能性は別として、町長個人がどのように思い描くこの西側の活用、このビジョンがあるのかということをお伺いいたします。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ありがとうございます。4つ目の質問でございます。駅西側有休農地の整備についてというご質問です。

私から、全体構想に係るビジョンについて申し上げたいと思います。

ご承知のように駅西側遊休地は、およそ18ヘクタールにわたり草が繁茂しておりまして、考え方として非常に大きな宝がそこに眠っているという考え方がございます。私もそう思っておりますが、この土地をご関係の皆様方のご理解とご協力をいただきながら、活力ある町づくりの拠点として環境整備を進めていきたいと考えております。

冒頭のご質問の人口減少対策、移住定住施策にも関連いたしますが、幸いにも隣接いたしまして1,500区画にわたる御宿台住宅地が存在しております。およそ現在1,700名を超える町民の皆様方がお住まいをされております。時代の移り変わりの中で、家庭を持つ若い人たちが少しずつ移り住んでくれておりまして、10区の行政区の中で子どもたちが一番多い行政区となっております。遊休地の環境整備を進め、移住定住施策、子育て施策の核として、コアですね、核として位置づけまして、活力を創出してつくり出していきたいと考えております。

現在、御宿台行政区におきましては、1,500区画のうち、およそ定住されている皆様方と、別荘的に使用されている皆様方、およそ半々、50%、50%でございます。別荘として使用されている方々が、さらに30%定住していただきますと、250世帯の皆様が増加することになります。

今、検討会において土地の利活用について様々なご意見をいただいております。同検討会において、事業を進めるにあたりまして、一つの考え方としてボトムアップという考え方、言わば委員の皆様方のお考えを重視して進めていくという考え方でございますが、委員の皆様方から様々なご意見をいただきまして、事業の輪郭をつくっていききたいと考えております。

これまで5回の会議を開催いたしまして、およそ20項目の案を出していただいておりますが、その中の主なものを申し上げてみたいと思います。

例えば、スポーツ公園、子どもたちの遊ぶ場として、子どもたちが好む小動物や、乗馬体験とかあるいはヤギ牧場などの触れ合いの牧場、医療モールの施設、小児科、内科、外科、耳鼻科などまとまった医療施設、道の駅の誘致など、このような部分について開発的要素のある部分でございますが、これを一つの柱として、もう一つの柱としては、農地を農地として活用していく部分を考えております。イチゴ農園やオーガニック野菜の栽培、レンゲやヒマワリの植栽、スイレンや水生植物、レモン栽培など、また農地の活用について、子どもたちが農業に親しむ場所としての水稻の栽培などを考えていきたいなと思っております。

このように開発的な要素と、農地として活用していく要素と、2本の柱で考えていくことができればと思っております。開発的部分については、基本的には企業誘致が基本となりまして、農地としての利活用については、関係者の皆様方に販売組合などを結成していただき、観光振興、商業振興に寄与することができればと考えております。

事業を進めていく上で念頭に置いていかなければならない重要なことが2つあります。

それは、その一つは雨水排水計画であります。もう一つは、地盤が低いために客土などによるある程度の地盤のかさ上げが必要になってくると思われまます。

このように考えておりますが、令和7年度をめどに、事業の方向性、骨格などを決めていきたい、決めることができればと考えております。皆様方と協力しまして力を尽くしていきたいと思ひます。

以上でございます。

○3番（塩入健次君） 幾つか、その検討委員会の中で案が出ているというお話がありましたけれども、町長自身はどうしたいと、こういう未来を想像しているというようなビジョンはいかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） これは総合的に見まして、ほぼ今申し上げた内容と重なります。

というのは、移住定住政策、人口減少対策に対して、やはりまだまだ、これは御宿台だけじゃなくて、例えばスポーツ公園にしても、今、町営野球場がございますけれども、例えばその利用率も非常に高い利用率でありますけれども、もしあそこにスポーツ公園ができれば、よろしいかな。やっぱり子どもたちが遊べるといいですか、申し上げましたように、御宿台において少しずつ若者の皆様方、ご家庭の皆様方が来たときに、子どもたちが10分、十二、三分で歩いて、近くに大きな何か遊び場があれば、これもよろしいかなと思ひます。

そんなことで、農地を農地として活用する部分については、現在、まず初めに、エイチデイエフ、18ヘクタールありますから、現在区切って、一番、大体2ヘクタールから3ヘクタール区切って、1つ目の区切りを全部ほとんどですね、ご理解いただきまして、まずは草刈りにそこから入りましょうという話になっていると思うんですが、そういうことでなかなか時間もかかると思ひますけれども、目標をしっかりと定めて、皆様方のご意見をいただきながら進めていきたいと思ひます。

以上です。

○3番（塩入健次君） ありがとうございます。

すみません、もう時間がなくなってしまいましたので、5番の公共施設総合管理計画ですけれども、先ほどちょっとお話に出ました火葬場、これだけ、今後の展望というか、今後どうするのかというのを伺ってよろしいですか。

というのも、これは今、心霊スポットのような形で、ネット上とかユーチューブのようなもので、肝試し的な動画みたいなものがいっぱいアップロードされたりしております。このような現状をどのように解決していくのか、これをお伺いします。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘いただきましてありがとうございます。

火葬場につきましては、令和7年度で設計費及び解体の工事を実施させていただければと思います。

○3番（塩入健次君） ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○議長（滝口一浩君） 以上で、3番、塩入健次君の一般質問を終了します。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

(午後12時00分)

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

◇ 土 井 茂 夫 君

○議長（滝口一浩君） 5番、土井茂夫君、登壇の上、ご質問願います。

(5番 土井茂夫君 登壇)

○5番（土井茂夫君） 通告に従いまして、5番、土井が一般質問させていただきます。今回のテーマは、台風7号における避難所の運営についてを質問したいと思います。

質問に先立ちまして、私見ですが、避難された方が、避難所の環境が、強いて一言で言うならば、我が家のように居心地のよい場所であると、きっと願っているに違いないと思います。

それでは、具体的な質問に入ります。台風7号による被害状況について報告願います。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 台風7号による被害状況でございますが、8月16日の台風7号がこちら房総半島辺りの被害が懸念されるというところで、大雨警報等も出たところござい

す。

被害の状況につきましては、県道や町道脇の倒木が数か所ございましたが、その他道路や河川を含めた公共施設、一般住宅における被害はございませんでした。

倒木につきましては、県道、町道それぞれ管理区分に基づき、通行に支障のないよう速やかに対応をしております。倒木の箇所で申し上げますと、町道、それから旧国道、そして県道夷隅御宿線、それぞれ1か所ずつということで、計3か所の倒木がございました。

以上になります。

○5番（土井茂夫君） ありがとうございます。比較的被害が軽かったと、そんな理解でよろしいのかなと思います。倒木につきましては、いろんなインフラのラインの中で東京電力について、特に停電等を引き起こす原因でありますので、今後とも生活に及ぼさないように対処していただければありがたいと、かように思う次第です。

引き続きまして、避難指示後何分後に避難所を開設しましたか。よろしくお願ひします。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 避難所の開設でございますが、8月16日午前9時に御宿中学校体育館に開設をいたしました。開設にあたっては、防災無線で8時30分及び8時45分の2回に分けて周知をさせていただいております。

この開設にあたりましては、当日8月16日に御宿町におきましては、午前4時16分に大雨警報が発令され、今後風雨が強くなることを見込まれることから、避難所を開設する警戒レベル3には達しておりませんでした。あらかじめ高齢者等の避難を誘導した中で、避難所をあらかじめ開設をし、速やかな対応を図ったものでございます。

以上になります。

○5番（土井茂夫君） 私も実際に、避難所でどんなことが行われているのか、避難民の方々を見て回りましたけれども、この避難所開設につきましては、御宿町は8月16日10時、勝浦市が8月15日、前日の19時、いすみ市が8月16日6時、大多喜町が8月16日6時と、こんなように千葉県のホームページに載っていました。避難される方に聞かれたことは、御宿町ってなぜ避難所を早く開設してくれないのかなと。確かにホームページ見ますと、こういう状況ですから、何らかの原因があるんだとは思いますが、やっぱり今回は高齢者等の避難ですから、レベル3ということでお聞きしていますけれども、高齢者にとって、1時間、1分も早く避難所ができましたよ、早くどうぞというようなことを望んでいるそうです。遅ければ衣服がぬれて、それを避難所で乾かすような、そんなことで本当に大変だと。これは高齢者と一緒に避難

所に来ましたお孫さんたちがそのようなことを言っていて、ああ本当にそうだな、避難者のためには早く開設することが大事なんだなと私もつくづく思いまして、ついについに、やっぱり2市2町のこういう結果が出ますので、今後は1時間、1分でも早い避難所開設をしてくれることを望みたいと思います。

続きましての質問に入りますけれども、当日の指定された避難所である御宿中学校剣道場の室内温度は開設から終了までの1時間ごとの温度を測っていましたら、それを発表してもらいたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 当日避難所として使用いたしました御宿中学校剣道場の室内温度につきましては、議員ご指摘にあります時間を決めての温度計測をすることは、1時間ごとという形での計測は行っておりません。避難所対応職員が、体調管理の面から適時室内温度を計測しておりましたが、その日の室内温度につきましては、28から30度程度で推移をしているとの報告を受けております。非常に暑い環境ではございましたが、今後につきましては、議員ご発言のとおり、定期的な室内温度の把握、管理については非常に必要なことだと認識しておりますので、充分そうしたところを徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（土井茂夫君） ありがとうございます。当日は室内温度が高く、大型の送風機を投入していました。いかんせん、外気に面する窓の開閉は不可能であったため、室内の空気を混合するだけで、効果は低かったと思われます。もちろん私もそこで体験はしたんですけれども、私は半袖に半ズボンで現地に臨みました。それでも、剣道場内は蒸し暑くて、本当にこれで避難者は就寝されるんだろうかなと、そんな思いがした次第です。そして、何とかならないんですかねと、私にすぎる思いで話してきました。

当日のスタッフは5人の女性の方でしたので、福祉課の方と税務住民課の方でしたので、その方々にお聞きしました。避難者は、中学校の体育館のほうがもっと涼しいんですよ。本当に涼しいのかなと私も案内されて行きました。確かに、体育館と剣道場は、体育館はすごく天井が高くて、剣道場は天井はさほどでもなくて、いわゆる空気のますというか、それでは2倍から3倍はあるんじゃないかなと。ざっと見てあるんじゃないかなと思いまして、なぜ剣道場じゃなくて、体育館に移動させてあげないかなと。高齢者の方は裸に近い形でそこでたたずまっていた。スタッフ5人に、何とか体育館のほうへ移動できないのという話をしましたら、電話は何かしているような感じなんですけれども、なかなか決まらないですね。

私ももちろん体育館の現状を見て、これは今回初めて起こったのかもしれないですけども、雨漏れが3か所もあるんですよ。この雨漏れがあるからために、体育館は使えないのかなど。いつから始まったことか、私も分かりません。何かそういうときこそ、避難者のためにその場所を確保することが第一優先されるにもかかわらず、そんな状況です。

いろいろ総合的に私もこれを質問するわけですから、このことはそれぐらいにしまして、次の質問は、避難所運営に当たるスタッフは主として保健福祉課と税務住民課の職員で当たっているとのことでしたが、これらの人たちだけに当たらせる理由が私は理解できなかったんですけども、その辺はどういう根拠立てでこの2課だけ対応しているのか、よろしく願います。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 避難所の運営につきましては、御宿町災害対策本部条例に基づきまして、いわゆる民生部、課といたしますと保健福祉課と税務住民課を中心に運営に当たっていただいております。そうしたことから、避難所につきましては民生部のほうの役割ということで、土井議員さんご指摘のように保健福祉課並びに税務住民課の職員を中心に、避難所については運営をしていただいているところです。

また、保健福祉課と税務住民課以外の課の職員につきましては、例えば道路や河川、水路等を含め施設を所管する部署の職員は、先ほど被害報告等でも申し上げましたが、倒木処理ですとか河川水位の把握、また浜地先等における波返しの設置対応等に当たっており、基本的には災害の対応につきましては、役場全ての課が全庁体制で取り組んでいるところです。

避難所につきましては、8時半の放送から9時に開けさせていただいておりますが、実はもうその段階におきまして暴風警報等、そうしたものももう発令されておりましたので、こうした建設水道課ですとか全町公園課、企画財政課、産業観光課、当然総務課も含まれますが、そうした課につきましては夜からの待機になっておりまして、その日は1日泊まりというところで、翌日まで連続をして各課の職員が業務に当たっているというような状況でございます。

以上になります。

○5番（土井茂夫君） 分かりました。それぞれのセクションで災害に当たらなけりゃならないことがあるので対応していると、そういうご理解でよろしいですか。

私は、今回の場合、確かに避難所運営にあたりましては、専門職である保健師さんが対応することは、健康面からいってそれは必要なことだと、そういう認識はもちろんしています。ただ、願わくは、余剰人員があるんだったら、この避難所運営に当たる経験です。いろんな経験

をしていただいて、ほかのことに役立つようなことがよろしいのかなど。

インフラの、先ほど、木の伐採とか堤防の見回りとか、高潮とかいろんなことでは確かに、僕自身もやったことありますけれども、それはそれなりの大変さがあるんですけども、また、これはこれなりと言っちゃ、言い方はちょっとあれなんですけれども、大変さがあつて、人の気持ちをよく理解できる行為だと思うわけですよ。そんなことで、ここと限らず、ほかとチームを組んでやっていくことも、ひいては役所内のチームワークというか、そういうものに私は役立つんじゃないかなと思う次第ですけれども、そういうことで、一定のことばかりだと一定な頭しか持たないですからということを配慮して、やっていただけたらありがたいと思う次第です。

引き続きまして、当日は避難所の温度が高かったが、避難者の方への体調管理を配慮したのか。また、避難者から暑い等の要望を聞いているが、どのような対応だったのか。こちら辺についてすみません、先ほどとちょっと重複する感じなんですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） まず、避難所につきましては、先ほど来ご指摘をいただいておりますが、中の環境が非常に暑いという状況につきましては、避難所対応職員から総務課のほうに報告を受けております。対応といたしましては、民生部のほうからの提言も含めまして、役場庁舎から大型の冷風機を持っていき、対応をさせていただいたところです。

土井議員さんも現場のほうもご視察をいただいたようで、ご覧になっていただいたかと思いますが、大型の冷風機をもって全体の換気を行うとともに、マックスで当日は19世帯の方が避難をいただいた記録がございますが、基本的には1世帯につき1台の扇風機が、個別にまたお貸しをする中で、部屋全体といたしましては大型の冷風機をもって対応を図ったところでございます。

また、保健師等の体調管理と専門的な知見を持った職員の配置ということでございますが、民生部はそういう専門職も非常に多くいるものですから、今回の台風7号の際には、避難所運営については、1班当たりが四、五人のチームになっておりますが、全部で3班体制で交代いたしました。

最終のグループについては、夜の10時からの出勤で朝までというところが第3グループの配置でございます。非常に深夜になることから、やはりそういう時間帯については男性職員を交えたチーム分けを行う。また、保育所等については通常の営業もやっておりますので、保育所または児童館職員等については、勤務が終わった後の第2グループのシフトのほうに中心にな

って入っていただくなど、どうしても役場庁舎の中で閉庁にできない、常に通常の業務も並行稼働させながら、班編成で交代交代で運営をしていくという中では、工夫を凝らして運営をできたのではないかと考えております。

体調管理につきましては、職員が小まめにお声かけをさせていただくなど、体調変化等については留意をさせていただいたところでございます。

以上になります。

○5番（土井茂夫君） 分かりました。

引き続きまして、町長にお聞きしたいんですけれども、御宿町地域防災計画資料編資料42、上から3行目、想定収容人員教室559、体育館293であるが、ケース・バイ・ケースで教室の使用を認めるべきであると、考えるべきと思うが、町長はいかに考えているか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご質問にお答えいたします。

御宿町地域防災計画におけます当町の指定一般避難所につきましては、御宿中学校、旧岩和田小学校、布施小学校の3か所でありまして、議員おっしゃるとおり各施設ともに教室と体育館を避難所として指定してございます。

教室につきましては、子どもたちの個人情報等もございますので、なかなか開放するのは難しいと思われませんが、しかしながら教室には空調設備も完備してあることから、災害の規模や避難所が長期化する場合は開放することも考えていきたいと考えております。

○5番（土井茂夫君） 分かりました。

確かに体育館のエアコン、剣道場、ここはエアコンがございません。確かにエアコンそのものも費用がばか高いんじゃないかなと推測されます。この防災計画では、このように教室だけでなく体育館ということで使用することはできるという解釈を私はしている中で、それでケース・バイ・ケースでできるんだよということで、確かに全国的にも11%ぐらいが体育館と剣道場の空調設備が整っているところなんですけれども、ここへ入れてほしいとかなんかというまでは、ちょっとおこがましくて、それではあるものをやっぱり利用すること、それはやっぱりこの中学校では教室なんですよね。

確かに町長おっしゃるように、いろんな問題が起こってくるんだとは思いますが、でも、人命とどっちが大事なのかを見極めた上で、こういうケース、先ほどもありました大規模な地震とか大規模な水害とか、そういう特定な形でしか使えないとなると、100年に1回ぐらい御宿町は起こるかもしれませんが、通常起こるのは、今回の高齢者等避難、それと避難指示

クラスぐらいまでが頻度としては高いんだと思いますよね。

そういうときでも、特殊な事情があると思うんです、大規模地震とか大規模水害とかじゃなくても特殊な事情。今回の7号台風による気温、湿度が、やっぱり身体への影響が大きいわけですから、もう一步譲って、熱中症にならないように、この温度だったら、もう使っていこう、これまでだったらいいだろうというような、またほかの問題では、コロナとか感染症の問題にも具体的に、使わせない意味は分かるけれども、時と場合には使っていくという方法をぜひとも取っていただきたいなと思うわけです。その辺、町長どうでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 土井議員さんがおっしゃることはもっともなことであると思います。

私も今回9時に開設しまして、9時半に体育館に伺いましたが、開設したばかりのときはそんなに感じなかったんですが、今申し上げましたけれども、状況に応じてというその対応が、ちょっと明確ではないんですけれども、現場に行ってやはり一つの判断があると思いますので、できるだけ避難される方があまり苦痛のないようにしっかりと対応していきたいと思います。

○5番（土井茂夫君） ありがとうございます。それで、やっぱりここは避難所の実際のスタッフの方々は、それだけの権限を持たされていないと思うんです。これはスタッフが災害本部に電話したときには、本当にそうなのかという形で、私はほとんどそれは皆さん真面目な優秀な職員ですから、そのままのみにしたいんですけれども、じゃ、こういうことをしなさい、そういう指示をすかさずやってもらいたいなと、素早く。

これはなぜ私がこんなことまでしつこく言うかということ、今回は暑かったんですよ、本当に。暑かったけれども、避難民の人が訴えています。私も訴えましたけれども、何ら回答が返ってこないんですよ。災害本部は、申し訳ないですけれども何やっているのかなと、逆に思うわけです。今後は、これは命にかかることだから、熱中症で亡くなったら、本当に町の大きな恥ですよ。その恥をかかないように、ぜひとも心、期して、人の命が大切ということを最大限に考えて対応していってもらいたいと、そういうことを願うばかりです。よろしくお願いします。

次にまいります。

7については、御宿ホームページ、実は載っていました。そういうことで、質問を削除します。ただ、それを見たがために、避難所マニュアルと災害時の住民の皆さんへの避難の呼びかけの中で、現在、避難勧告は令和3年5月20日に改正災害基本法により廃止されました。これが我が御宿町のホームページ、さらには避難所マニュアルに載っているわけです。これを単純に考えても、3年間改定しなかったのかなと。やっぱり最新の情報をホームページに載せてい

いただきたいなと思いますので、今後こういうことがないようにチェックを厳しくしてもらいたいと思います。

最後に、御宿町の熱中症対策と防止、町はどのように考えているか、その辺の基本方針ですか、基本方針がなければ今後でもいいんですけれども、考えていってもらいたいなど。先ほど私も、熱中症の原因には湿度と温度が関係するということですね。私湿度を省いちゃったんですけども、人と温度は特に関係するということではあります。このことにつきまして、よろしくをお願いします。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 熱中症対策に対する町の対応方法でございますが、まず避難所につきましては、先ほど来議員ご指摘のとおり、熱中症に対する具体的な方法というものが、これまでなかなか具体的な行動指針という部分は協議が充分、防災の部門においてもされていませんでした。今回のような方向性をしっかりと踏まえた中で、具体的な方法について今後しっかり検討していく必要があると考えております。

その中で、今回の避難所の開設につきましては、具体的に、今回の避難所の開設だけではなくて、毎回この災害等につきましては、従来までは夷隅管内で毎回のように防災担当者を含めましていろいろ足並みをそろえる形で相談をしているところでございます。

実は、今回夷隅地域においては、避難所開設レベルの警報が出たところはどこもなかったんですけども、あらかじめの予防保全措置として各団体が避難所を開設させていただきました。その際に、どうしても夜間の開設をしますと、非常に熱中症等のおそれがあるということで、それぞれの団体において翌日の朝からの開設にしようという申合せの中で、朝からの開設に至った経緯がございます。開設の時間帯につきましては、先ほど来ご指摘がありますが、各団体によって時間はまちまちになっておりますが、勝浦市の前日の夜から開けたものにつきましては、県のホームページ上ではそうした形の報道になりますが、勝浦市の開けている避難所につきましては、指定避難場所ではなくて自主避難場所が開設をされたということについては、あらかじめ防災担当者の中でも協議をしたところでございます。指定避難場所として、行政のほうを中心となって運営をしていく避難場所については、基本的には各団体の申合せにより、翌日の朝ということで統一を図ったところでございます。

また、今年度からは気候変動の適用法の改正によりまして、熱中症特別警戒アラートが発令された場合につきましては、クーリングシェルター、いわゆるクーラーの効いた場所についてを各自治体がしっかりと指定して、できる限りそれを開放していかなければいけないというこ

とで義務づけがされたところでございます。

御宿町につきましても、役場庁舎の1階や公民館ロビーを指定し、そうした警報が発令された場合においては運用に努めていくというところでございます。しかしながら、まだ制度が始まったばかりで、こうした情報についても住民の方々に対して十分な周知ができていないところにおいては、まだまだ反省が残ります。ただいまご指摘をいただいたことも十分に踏まえまして、今申し上げましたクーリングシェルターの制度も含め、住民の方に丁寧にご理解いただけるような対応を取ってまいりたいと考えております。

また、私が先ほど、避難所の中で1世帯に1台の扇風機が当たるようにという答弁をさせていただいた際に、19世帯と申し上げてしまいましたが、19人9世帯の誤りです。大変失礼いたしました。避難された方については、9世帯19人が当日の最高の人員でございました。

以上になります。

○5番（土井茂夫君） 最後なんですけれども、避難所は御宿町に3か所あると。旧岩和田小学校、布施小学校、御宿中学校体育館。今回のケースは御宿中学校のみでしたよね。その後、災害の後に岩和田の方にも、何で避難所が岩和田小学校にあるのに、岩和田小学校に開設してくれないの。私もそういう話は聞きましたけれども、答えようがなかったんですね。また、うちのほうの議員からは、布施小学校の避難所なんですけれども、布施小学校のほうがよく近くて、多分避難するのにより早く避難でき、より安全を確保することができるというような2つの避難所が開場できませんでした。これって、何のために指定避難所になっているのか。私自身もよく分からなくて、経費の問題なのかなと、そんなような思いがした次第なんですけれども、それぞれの地の利で一番近いところに行って安全な場所を確保する、これがやっぱり基本だと思うんですよ。ですから、何で開設しなかったのというのは、もう次だったそうですから、私も問い詰めることはしたくないんですけれども、今後はそういう方々の声なき声を聞いていただいて、極力避難所の開設に臨んでもらいたいなと、かように考える次第です。

私はこれで一般質問を終了します。ありがとうございました。あ、待ってください。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） ご助言ありがとうございました。この避難所の開設につきましては、議員ご指摘のとおり、御宿町において海岸部の方、また町なかの中、山間部の方いろいろいる中で、やはりできるだけ近いところに避難所が開設をされるということが非常に効率性、住民にとって優しい対応ということについては承知をしております。今後、そうしたことに對してしっかりと配慮を重ねてまいりたいと考えております。

今回のケースにつきましては、避難所の開設を御宿中学校に1か所にしたのは、繰り返しのようになりますが、御宿町については避難所を開設する基準の警報が出ておりませんでした。ですので、行政の災害の対応といたしましては、避難所を開設するレベルには至っていませんでしたが、どうしてもニュース報道等もありましたので、いすみ市、大多喜町、勝浦市を含めまして、避難所開設のレベルには至っていないけれども、事前に予防保全として避難場所をどこか開けることによって、避難されたい方の受皿を用意したいということで、御宿中学校に開設をさせていただいたものでございます。レベル3の警報が出た場合につきましては、ご指摘のとおり指定避難場所が御宿町には3か所ございますので、そうした中ではしっかりと3か所を開けるような形で対応していくことは当然検討するところではございますが、今回につきましては、避難所開設レベルの警報が出ていなかった中での予防保全措置として開設をさせていただいたということで、ご理解いただければと思います。

以上になります。

○5番（土井茂夫君） 分かりました。そういうのは、私こういう説明されると分かるんですけども、避難民の方はきっと勘違いなさったか、1か所開いて何でほかは開かないのという、そういう齟齬を招くんじゃないかなと。そうかといって、じゃ、開かなくてもいいよというわけでもないんだけど、その辺のフォローを何かしないと、中学校一辺倒かなと思われかねないですよ。今後はきめ細かく防災無線でも、これこれこういうわけで岩和田と上布施は開けませんよというようなことも添えて言うことが、より理解を得られるんじゃないかなと、かように思う次第です。

これで私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） 以上で、5番、土井茂夫君の一般質問を終了します。

◇ 北 村 昭 彦 君

○議長（滝口一浩君） 6番、北村昭彦君、登壇の上、ご質問願います。

（6番 北村昭彦君 登壇）

○6番（北村昭彦君） 6番、北村でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回もテーマは1点に絞りました。町職員の皆さんのモチベーション維持・向上についてということで、私が議員になってからずっと提言を続けている問題について、その後の状況も含めまして改めて伺ってまいりたいと思います。

質問に入る前に、なぜ北村がここにこんなにこだわり続けるのかという部分につきまして、あまり長くならないようにはしたいんですが、何度もやってきていますので、耳にたこ、北村しつこいなと思われる方がいらっしゃる一方で、ネットの中継も始まりましたので、初めて聞く方も多いと、期待したいということも含めて、少し触れてから質問に入らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、このモチベーションですね、町の職員の皆さんの。一般論として、自治体職員の皆さんを取り巻く労働環境は年々厳しさを増しているというふうに言われております。例えば、人員の削減、それから時代がどんどん複雑になってきて、人が減っているのに業務量が増えると、あるいは仕事が非常に複雑になってきているということが言われております。私も、いろんな形で町の職員の皆さんの仕事を拝見していて、本当に間違いなくこのことは言えるだろうなというふうに日々感じております。

例えば学問の世界ですね、行政学とかといった学問の世界でも、行政組織におけるこういったモチベーションの維持・向上についての研究は、実は30年以上にわたって続けられています。主にアメリカがリードしているというふうに言われてはいますが、日本は少し遅れているのかな。いずれにしても、とても大事なことだということはかなり昔から言われていて、そしていろんな研究やチャレンジがこれまでもされてきたということでもあります。

なぜかといえば、当然ですが大事だと思う方が多い、あるいは研究成果がそれを示しているということだと思います。つまりは自治体の職員の皆さんのモチベーションの維持あるいは向上といったことが行政体のパフォーマンスを高める最も大きな鍵になるということですね。言い換えれば、町の職員の皆さんのモチベーションが高まれば高まるほど、住民の皆さんにとっていい町になるということが、長年の研究で明らかになっているということでもあります。

また、こういった形でいろんな国でも研究が続けられてきているということは、すなわちどの自治体にとっても共通の悩みであるということも言えると思います。しかも、我々の抱えている、我々の町のような小さな自治体にとっては、かなり不利な状況があるというふうに私は思っています。1つは予算面ですね。1つは人的リソース、人手の問題、どちらにしてもいかに自治体の職員の皆さんのモチベーションを高めるかということについて、お金をかけてあるいは人をかけていろんなチャレンジをしていくということは、現実にはなかなか難しい部分もあるのではないかなというふうに思っています。だからこそ、トップの強い意志とリーダーシップ、これが必要だと私は思っています。

例えば、他の自治体の事例を参考にして、学ぶはまねぶです。まねさせてもらうところから、

あまり予算をかけないで始めるとか、あるいは町の皆さんからアイデアをもらうとか、いろんな形があると思うんですが、いずれにしてもそういった研究をやはりトップが力強く率いていただくとということが、町長やってもらえたらうれしいなという思いで、長年この質問をさせていただいております。

もう少し続きます、すみません。誤解のないように申し上げておきたいんですが、私はこの町の役場の職員の皆さんがやる気がないとか、駄目な職員の人ばかりだなというふうに思っているわけではないんです。全く思っていないです。むしろその逆です。私が15年前に東京から移住してきて、町おこしのNPO団体の職員という形で仕事を不得、それ以来ずっといろんな形で町の職員の皆さんといろんな場面を共有させていただく形で仕事をしてきました。ましてや議員になってからもそうです。

そんな中で、どの職員の皆さんも気持ちよく一緒に仕事をしたいなというふうに思わせてくださる人たちばかりでしたし、もっと言えば、それぞれ特技・特性、すごいなど。そんな特技があるのかとか、いや、この人は本当に仕事できるな、有能だなと思わせてくださる職員の方々もたくさんいらっしゃいます。

ただ、そんな皆さん一人一人の個性や能力、資質が十分に仕事に発揮できる環境があるのかな。それがそういった皆さんの能力が住民サービスの向上に直接結びついているのかなという点については、やっぱり疑問が残っています。簡単に言っちゃえば、もったいないなという気持ちでいるんです。

この問題を町長一人に全部考えて何とかしろというつもりはありません。ただ、現状を謙虚に受け止めて、もっともっと今のメンバーでもいい町づくりができるんじゃないか、いやそういうやり方があるんじゃないか、そこが諦め切れないんですよね。ですので、その方向性を町長には力強く示して旗を振っていただくとすることができたらなという思いで、今日の質問もちょっとしつこいですが、取り上げさせていただきました。

長くなりましたが、質問に移ります。

町職員の皆さんのモチベーション維持・向上について。

約8年前、平成28年3月議会の私の一般質問において、石田町長は、職員のモチベーションを高めることは、町長としての一つの大きな務めであると認識していると力強く語られた上で、先行事例なども触れた私の提言に対し、職員または組織としてのモチベーションをいかに高めしていくか、職員と共にしっかりと研究していくとご答弁されました。

しかしながら、その約4年後、令和2年11月議会、また私同様の質問をしたと思うんですが、

その質問に対しては、職員のモチベーションをどのように上げてきたかということについては、必要性をあまり感じていなかったため具体的な政策は行っていないと、かなりトーンダウンした答弁をされました。大分私は残念だったんですが、それでも最後には、貴重な提案として受け止め研究させていただきたいと述べられました。

そして、きょう今回です。さらに4年の月日が流れた今、私にとって最重要かつ長年のテーマとなっているこの問題について、石田町長がどのように今は認識され、またこの4年間、実際には8年以上、最初からたっていますけれども、どのような取組を行ってきたのか、あるいは何もしてきていないのかについて改めて伺いたいと思います。

では質問の1つ目です。重要性の認識について、町職員のモチベーション維持・向上の重要性について、現在ではどのように認識されているかについて、まずはお伺いしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 1つ目、町職員のモチベーションの維持・向上について、重要性の認識についてというご質問でございます。

モチベーションの維持・向上ということは、仕事に取り組む熱意、やる気、意識の維持・向上と理解しますが、仕事への意欲向上を図るためには心身が健康体であるということが重要な要素であると理解しております。

心身が健康であることのチェックにつきましては総務課が所管しておりますが、およそ月に1回、医師を交えた衛生委員会を開催し、健康度のチェックを行っております。全職員の残業時間などを各課から聴取いたしまして、また、上司である課長から日頃の状況や仕事に取り組む様子などを伺い、医師を交えての健康度チェックを行って、職場環境の維持に努めているところでございます。また、各課におきまして、必要に応じまして係長以上のミーティングや各グループごとのミーティングなどを行って、仕事の円滑化を図っております。

以上です。

○6番（北村昭彦君） またちょっとすれ違ってしまったんですが、もう一度申し上げます。

私が（1）の1つ目の質問としてお伺いしたのは、どのような取組を行っているかということではなく、それは2つ目の質問です。まだしていません。1つ目の質問は、繰り返します。重要性についてどのように認識していらっしゃるのか。要は、令和2年では必要性をあまり感じていなかったというふうに答弁されておりますので、その前は大事だとおっしゃっていましたので、ちょっと認識が変わってきていらっしゃるのかなという前提で、今では、町長はこのことを大事に思ってくれているのかなということを確認したいのが、1つ目の質問の趣旨でござい

ます。もう一度、ご答弁をお願いします。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） モチベーションの維持について、心身が健康であることは非常に重要なことですので、そのモチベーションを維持するためには、こういうことが重要であるということを申し上げたんですが、先にあまりその重要性とか考えていないというような表現はちょっと言葉が足りませんでしたけれども、後の私の答えにも少しあるんですが、一生懸命やっていたらという意味で、そのようなことを申し上げたというご理解をいただければありがたいと思います。

○6番（北村昭彦君） ありがとうございます。多分、町長が令和2年のときに、言葉足らずと今釈明がありましたけれども、そうかもしれないなという意味も含めて、私冒頭に、皆さんがサボっているとかという話ではないんですよと。私の思いはそうではなくて、組織としての在り方、仕事の考え方とかそういうところを見直すべきではないかというご提言をしたいなというふうに思っているということは、もう一度述べさせていただきます。

簡単に言ってしまうえば、町長も大事だなと、重要だなと思ってくださっているという受け止めでよろしいということですよ。ありがとうございます。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

これまでのご答弁の中でしっかりと研究させていただきたいというご答弁をいただいております。先ほどのご答弁の中で、健康という部分とモチベーションというのが密接な関係があって、そういった意味で健康度チェックというのを施策として実施されていらっしゃるということはお伺いしました。

ではそれ以外に、要はどのような研究を行い、最終的には研究しただけで終わったのか、あるいは何かしらの取組、施策につながったのか、そういったあたりについて、これまでの取組についてお伺いしたいと思います。どのような研究を行い、最終的にどのような取組につながったかという質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） これまでモチベーションの向上についてどのような研究を行い、どのような取組につながったかというご質問でございます。

日常におきまして、仕事に取り組む中で私と職員の皆さん一人一人は、少し表現が過ぎるかもしれませんが、いつときいつときが真剣勝負、一挙手一投足、しぐさや態度に仕事の意欲、やる気をうかがい知ることができます。職場は、日々仕事への意欲、モチベーションを高める

ための道場であると認識しております。

職員の皆さんは、私の対応に様々な反応を示されますが、私は常に町民のために、積極性を旨として、指示を出したり対応をしております。

また、北村議員さんの先ほどのご発言にもございましたように、物事を進めていく上で一人一人の個性や自主性を重んじることは、非常に重要なことと考えております。各課所管における研修や、資格取得に係る講習などは積極的に受講するよう促しております。

また、基本的なことで当たり前のことではありますが、挨拶の励行を進めております。朝会ったときは必ず挨拶をする、自分からするように心がける、町民の皆さんが窓口を訪れたとき、廊下や外部で会ったとき、元気に明るく挨拶をすることにより、周囲が明るくなり気持ちも明るくなって、仕事へのモチベーションが高まると考えております。

現在、職員の皆さんのモチベーションは決して減じていることはなく、私は高まっていると考えております。職員の皆さんの仕事ぶりに日々感謝をしているところでございます。

以上です。

○6番（北村昭彦君） 質問のたびごとにこうやってすれ違ってしまうので非常に苦しいんですが、今、町長がご答弁いただいたのは、町長ご自身が町長として職員に対してどのような意識を持って接しておられるのか、そして指示の出し方含めて、それから挨拶大事だよというようなこと、そういったことを踏まえて、町長ご自身としては、モチベーションは決して減じていない、むしろ高まっているんだという町長ご自身の見解、それから日々のご自身の仕事の姿勢を今ご答弁いただいたと思うんですが、私が伺っているのは全然そういうことではなくて、もう一度申し上げます。

8年前と4年前に研究をするとおっしゃってくださったので、じゃ、どんなふうな研究をされたんですか。私はこれまでいろいろな、幾つか事例もご紹介してきました。町で共通の悩みだからこそいろんなチャレンジが、施策が試行錯誤されていると。今日冒頭申し上げたように、うちの町がそこにたくさんの予算をかけて新しいチャレンジをするというのは、できたらいいし、やりたいなと私は思っていますけれども、ゼロからそういうチャレンジをしなくても、いろんな先行事例があって、まねできること、あまり予算をかけずにできるようなこともあるんじゃないですかと、そういったところを研究することも含めて、この町で新しく何ができるのかということについてご提言をしてきたつもりです。

ですので、私が伺いたかったのは、私も言葉が足りなかったかもしれませんが、そういうことをお伺いしたいんですね。何かこれまでやってこられたんですか、研究をされてきたん

ですか。研究はしたけれども、結局はどの施策も成果が見込めないということで、何もやられてこなかったのか。あるいはちょっと研究してみて、これ面白そうだねということで、何か具体的に施策を打ってこられたのか。その辺が伺いたいんですね。なので、町長がどう感じてもらっしゃるかということを知りたいのではなくて、具体的な施策として、業務の中に何か新しい取組をされたのかということについてお伺いしたいと思います。もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 北村議員さんのおっしゃることはよく分かります。分かりやすく言いますと、モチベーションを高めるために講師を呼んで講習会をやったり、あるいはそういう政策というか、やったのかというと、やっておりません。私が申しあげましたのはいつかいつか、ひとつひとつ仕事についてお互いにしっかりと物事を会話なり、協議する中でやることによって、モチベーションは高まってきているんだという私の捉え方であります。

以上です。

○6番（北村昭彦君） 多分やっていないんだろうなと思って、この質問をさせていただいて、少しでも町長にお考えを変えていただけないかなというふうに思って、当然この質問を今日も用意してきたんですが、非常に残念ですね。やっていないし、その必要性も感じないというご答弁ですよ。要は新たにもっとこのことについて研究をして、いろんな先進事例もある中で、我が町はそれは研究する必要もないし、施策を打つ必要もないとお考えだというご答弁を今いただきました。非常に残念でなりません。議員になってから、ずっとこのこと訴え続けてきましたが、全く取り上げていただけないということが分かりました。残念です。

次の質問にまいります。取り上げていただけていないということなので、この3つ目の質問もあまり期待できないかなと思うんですが、でもとても大事なことだと思いますので、気を取り直して改めて伺ってまいりたいと思います。

これもくどくなってしまうんですが、私が最近、もうしょっちゅうこの場でも使わせていただいている言葉です。VUCA時代における役場組織の在り方とモチベーションの関連についてということで、ちょっと分かりづらい質問になったなと思っていますが、趣旨はこういこととです。

VUCA時代ですね、不確実で将来が難しい社会状況というふうに今言われています。ですので、行政組織におきましても、今までどおりのやり方が通用しなくなっているというふうに言われています。今までどおりのやり方が通用しないということはどういうことかといえば、

少し前までは大体このぐらいの予算をかけて、こういった施策を打てば、一定こういう成果が見込めるということがある程度予測がついて、実際、程度の差はあれど、一定の成果はそうそう大きくは外さないという時代がずっと続いていたのかなというふうに思いますが、ここへ来て、ここ10年、この言葉がつけられたのは15年前とかそのぐらいですかね。ネットの検索でよく引っかかってくるようになったのは、本当にコロナとかウクライナの戦乱とかそういったことが起きた、ほんのここ数年、もういろんなところで、そうだよ、本当そういう時代になったよねということが言われるようになりました。

そんな中で、行政の役場の職員の皆さんの仕事も、この予測が難しくなった、冒頭にも申し上げましたが、予測が難しい。こういう施策を打てば大体こうなるだろうということが簡単に言い切れなくなっちゃったおかげで、役場の皆さんの仕事の仕方あるいは仕事の在り方みたいなことも、大きく変わってきているのではないかなと。

そういう意味で、今回の私の質問の主題であります職員の皆さんのモチベーション維持・向上、これに関してもいろいろな取り組み方、受け止め方、やり方も少し変えていく必要があるのではないかなという私なりの思いの上で、じゃ、町長、この辺についてどのようにお考えかなというつもりでご質問をさせていただきました。

そもそものところで、新たな研究とか新たな取組は特に必要ないと。今までのやり方で充分職員の皆さんのモチベーションは維持・向上を図られていると、新たな取組は必要ないというご見解でしたので、あまりこの3つ目の質問、意味がなくなってしまうかもしれませんが、改めてこの時代の変化、ちょっと予測が立てづらい、施策を組み立てづらいというあたりについて、町長はどのように受け止めていらっしゃるのかについてだけでも、お話を伺えますでしょうか。お願いします。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） VUCA時代における役場組織の在り方とモチベーションの関連について、不確実で将来の予想が厳しい社会状況の中で、行政組織においても今までどおりのやり方が通用しなくなっている、このことと今回の主題である職員のモチベーションの維持・向上の関連についてどのように考え、どのように対処しているかというご質問でございます。

VUCA時代における組織、職員のモチベーションの維持についてというご質問でございますが、様々な事柄が目まぐるしく変化いたしまして、コロナウイルス感染症対応をはじめ、これまでに経験したことのない事案に対し適切かつ速やかに対応することが求められております。こうした中、議員のご発言にもありますように、職員がモチベーションを維持し、前向きに取

り組める環境づくりは非常に大切なことであると考えております。

モチベーションを維持する上で私が最も大切だと感じていることは、大きく2点ございます。1点目は、職員が失敗することに臆することなく、常にチャレンジしようとする意気込みを持てる環境づくりであります。失敗したことを責めるのではなく、原因や課題をしっかりと分析して、もう一度チャレンジしようという気持ちにさせる職場環境が重要であります。

2点目につきましては、1つの事案に対し、残された課題をクローズアップするのではなく、これまでの努力や取組の成果・成長を検証しながら、より成長し、より充実するために、残された課題に前向きに挑戦したいと思う環境づくりであります。

冒頭にございました、複雑かつ目まぐるしく変化する時代において、不十分な点を責めるのではなく、一歩でも前に進み続ける気持ちを持てることが重要と考えております。

今後におきましても、職員との意見交換、また意思疎通、行政運営においては議会や町民の皆様との対話、意思疎通を丁寧に行いながら、親切心を持って町民に寄り添うことのできる職員になってほしいと願っているところであります。

町全体、町民全体が町づくりを進めるために、常に前を向けるような環境、関係性の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（北村昭彦君） ありがとうございます。失敗を恐れずにどんどんチャレンジする姿勢をとすることは、私ももう本当に大事だと思っています。その言葉が町長の口から直接お伺いできたのは、今回初めてなんじゃないかな。じゃなかったら、本当失礼なんですけど、私も本当にそのとおりでと思いますので、その言葉がいただけたのは本当にうれしい限りです。

せっかくですのでお伺いしたいのは、大事なのももちろんなんですけれども、そのことを実際に役場の中に浸透させていくために、具体的に何ができるかということがとても大事なんじゃないかなと思っています。逆を言うと、現状は決してそうではないと私は肌身に感じています。ですので、その意識を改革するには、もちろん町長の日頃の職員の皆さんへお声がけみたいなこと、あるいは管理職の皆さんへの指示の出し方といったようなことも大事なかなと思うんですが、一方で具体的にそういったことを浸透させるために、近道になるような具体的な取組みみたいなことができたらいいなかなというふうにも思っています。

いろいろやり方はあると思います。その人事評価の制度の中にもきちっとそういうことをうたうとか、あるいは人事評価みたいなところまではいかなくとも、職員同士でそういったことをお互いに褒め合うとか評価し合うようなことが、職員の皆さん同士あるいは町民の皆さん

んにも見えるような形で、例えば何々課の何々さんは今回こういうチャレンジ、アイデアを彼自身のアイデアとして出して、そして失敗を恐れず挑戦して、大成功とまではいかなかったけれども、こういう成果が得られて、そしてこういう課題が残ったねなんていう情報が町民の皆さんにも分かるような形で例えば出る。あるいはそこまでいなくても、庁内で職員の皆さん同士で共有できるというような仕組みづくりというのは、実際に事例が既にございます。たくさんもう事例はあるんですね。

なので、町長の今のご発言にあった思いをいかに実現していくか、もっと進めていくか。あるいは、分からないところ、私は感じていないって、できていないんじゃないのと、さっき失礼なことを言いましたけれども、実際には行われていて、それを我々議員やあるいは町民の皆さんが感じ取れていない、あるいは知らないだけかもしれない。でも、そこって大事だと思うんですよ。やっぱりこの町が、町の職員の皆さんの日々の努力のおかげで、また一つよかった、また一つここが改善されたなというのは、そういった情報というのは、町の皆さんにとっても本当に元気の出る明るいニュースなんですよ。我々議員にとってもそうです。

基本的には、ここに座っている議員全員が、町の職員の皆さんの、やっぱり、幾ら議員がここでがあがあ物を申したり、あるいは町長がいろんな施策を考えられても、最終的に物事を形にしてくれているのは町の職員の皆さんですし、ある方向性あるいはある提案、提言を形にする段階で、町の職員の皆さんがもう乗りに乗って前向き、前のめりで仕事に向き合うのか、あるいは、町長がそう言っているからしようがないとか、議会がうるさいから、北村がうるさいからちょっとやっておくかみたいなことでは、全然結果が変わってくると思いますよね。

それが、私が勝手に言っているのではなくて、皆さんそうだよって日頃から話もしていますし、くどいようですが、それが行政学の学問の世界の中でも30年来の課題としていろんな研究がされてきているということも、もう一度町長、受け止めていただいて、今までやってきたことで充分じゃないかとおっしゃいましたけれども、そこはぜひ謙虚な気持ちで受け止めていただいて、やってきたことはやってきたと。でも、まだまだやれることがあるんじゃないかという謙虚な気持ちで振り返っていただくということをしていただけたらうれしいなと思うんですが、その辺について町長、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ただいまの議員さんのご発言、ご助言として受け止めさせていただきますが、確かに例えば仕事に取り組む挑戦する心とか、あるいはやってきたことを褒めたり、あるいは反省したりして、一人一人を伸ばしていくというようなことについては、まだ全体的

に浸透し切れていない状況にあるという面はあると思います。

そういう意味で、そういうことをより広く浸透させていくためにどういう仕組みづくりが必要なのかというご助言だったと思いますが、なかなか100%はできないと思いますが、そういうお心、ご助言を察しまして、しっかり努力をしていきたいと思えます。

○6番（北村昭彦君）　そういうことを8年前にもう伺ったので、期待しながら今まで見てきたんですが、今日のご答弁だったということで、最後に、町長側として今こういうことが大事だなということでおっしゃっていただきました。

最後に、私のほうからも一つご提言をさせてください。これは本当に、一般論という言い方は失礼ですね。このことについて真剣に取り組まれて研究をされてきた方々、あるいは現場で実践をされてきた方々のおっしゃっていること、考えていること、研究の成果等々がインターネット上にはたくさん載っています。私そういうのを見るのが好きなので、ちょこちょこ見えていますけれども、見切れないぐらいたくさんあるんですね。

そういった事例を見ていくと、やっぱり大方幾つかのことに集約されていくんですね。共通しているというか。多分私の日頃の実感も、絶対そうだよな、そのとおりでなというふうに感じることですので、そのことについて2つご紹介をさせてください。それについて、また町長にどんなふうを受け止めていただけたかなということ、最後にご質問させていただきたいと思うんですが、前置き長くなりました。1つ目です。

自治体の職員の皆さんのモチベーションをどうやって高めていくかというのは、いろいろな事例の中で、これ一つ大事だよねと言われていることの 하나가、これ当たり前ですけれども、管理されたり強制されたりして受け身で仕事をするのではなくて、自分の意思や判断で行って仕事ができるということを多くの方が指摘をしています。これはもう、私もずっと組織の中で上司、上長の指示を受けながら仕事をしてきましたので、本当にそのとおりでなというふうに思えます。

ただ、これを口で言うのは簡単なんですけど、なかなか難しい部分もあると思います。特にこういった行政、町役場の中で自由にやれというわけにもなかなかいかない中で、ここの部分については失敗、それこそ町長おっしゃっていただいた、失敗してもいいから、何かあっても俺が何とかするから、ここの部分については自由にやってみろというような形で、意欲のある若手、若手じゃなくてもいいですけども、意欲のある職員の方がそこにチャレンジできるというような仕事の仕方が役場の中で定着していくとか、定着する前にそういったことが少しずつ定着していくための取組をする。言われるのは、組織をフラット化して、もうどんどん権限を

持たせてチャレンジをさせろなんていうことをおっしゃる方もいるんですが、いきなり役場の組織がフラットになるというのも急には難しいと思いますので、例えばこのことについてはこのプロジェクトチームを組んで、いろんな課からそこに思いを持った職員の方、特技・特性を持った方が集まって、そこが独立して思ったとおりにやってみるといようなチャレンジはできるんじゃないかなというふうに思います。

それから、もう一つ別の観点として、自分の意思を仕事に反映するもう一つのやり方として、やりたい部署に配属されるということがあると思うんですね。役場ですと、まず入庁してから何年か若いうちはいろんな部署を点々と回りながら、一通りの業務を経験するということが昔から続いていて、これは若いうちだけだったらまだいいんですけども、結構年齢を重ねても、ずっとぼんぼんぼんと2年とかそのぐらいの短期で配置異動があるというふうにお見受けしています、この町では。

ただ、自治体の中には、既にそこにメスを入れて、一定経験した後ではスペシャリストを育てるということに挑戦をし始めている自治体があるというふうに伺っています。そのときに、当然自分の意思ですよ。キャリアプランの形成という言葉もありますけれども、自分はこの御宿町役場の中でここに特化して、自分のキャリアをつかっていきたい、自分を育てていきたいという思いは皆さんお持ち、ある程度、人それぞれかもしれませんが、お持ちの方もたくさんいらっしゃると思うんですね。そういった個人の意思、希望をきちっと聞いた上で人事異動に反映させていくということですね。フリーエージェント制度ということでも、本当に明確にうたった上で、役場で運用されている自治体も出てきているというふうに伺っていますので、そんなことも含めて、やりたい仕事にのめり込める環境を役場の中でつくっていくということも、研究のしたい部分の一つではないかなというふうに思っています。

長くなりますが、1つ目のご提案は受け身、やれと言われてからやるのではなくて、やりたいからやる、自分の意思や判断である程度仕事ができる環境をつくるということにチャレンジしてほしい、研究を実践していただきたいというのが1つ目の提案です。

2つ目です。これも多くの事例が指摘をしていることなんですが、組織の中だけでなく、町民の皆さんあるいは社会全体から、職員の皆さんのご努力、仕事っぷりが認められる機会が設けられていること、これがやっぱりモチベーション維持にとっても大事だ、大きく寄与するということが指摘をされています。つまり、役所の中だけで、例えばあるチャレンジをして成果を上げても、先ほど私がぐだぐだ言いましたけれども、我々議員を通じてでも構いませんが、町の皆さんにそれが伝わらないと、なかなか町の皆さんの評価につながらない。そうすると、職

員の皆さんのモチベーションもそう大きくは上がらない。

逆を言えば、どんなチャレンジが役場の中で行われて、どこどこ課の誰々さんがこんなこと頑張ってくれたおかげでこうなったらしいよということが町に知れ渡れば、もう町を歩けば声がかけて、ありがとう、頑張ったねって、そういう空気が出てくると思うんですよね。それをいかに生んでいくかということ、もう組織として、制度として仕組みとしてつくっていかうというような提言になります。

こういったことも、いろんな事例がもう出始めています。東京の東大和市だったかな、政策提言を、政策提言というと、何か議員がやることなのかなとか、あるいは政治家とか町長とか、そういった印象を持たれている方が多いと思いますよ。私自身もそうだったんですが、東大和市さんの事例は、職員の中からもうどんどん政策提言をしていこうという取組ですね。しかも職員のあるグループを形成して、1年を通して十数回ミーティング、ワークショップをやりながら提言をまとめていくんですが、そこに東大和市さんでいえば、市民の方々や、それから民間企業の方も入って行って、提言をまとめて実現していくということですね。そうすると、ああ、あの人たち、何々課の何々さんも入って、これが提言されてこんな形になったんだねというのがすごく分かりやすく形になって、住民の皆さんに知れ渡っていくということもありますし、ましてや、ただ情報が伝わるだけではなくて、一緒に仕事をしたという形で、住民の皆さんと職員の皆さんの信頼関係と仲間意識、一緒にこの町をよくしていこうという仲間である、同志なんだという意識が高まっていく、それこそが一番職員の皆さんのモチベーション維持・向上に大きく寄与するんだというような指摘です。

これも私もNPOのほうで住民の皆さんと一緒に町づくり、少しですけれども関わらせていただいて、たくさんの人と汗を一緒に流したという経験がありますので、十数年それをやってきましたので、本当にそのとおりだと思います。ですので、この2つ目のご提言ですね、職員の皆さんが町に出て行って一緒に住民の皆さんと関わりながら政策提言、要はこの町を変えていく、前に進めていく、新しい取組に実際に関わっていくということ、今までも行われてきたとは思いますが、当然。でも、もっと分かりやすい形で町民の皆さんとやっていくという、そういう形をちょっと模索して研究をしていただけるといいのではないかなというのが2つ目の提言になります。

ちょっとまた長くなってしまったんですが、自分の意思と意思で自律的に仕事をできるような環境づくりというのが1つ目です。2つ目は、町の皆さん、民間の皆さんと一緒に職員の皆さんも政策提言というか、町づくり、新しいことへの取組に関わっていくという仕組みづくり

という2つの点についてご提言を申し上げました。

以上について最後に町長からご答弁をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 2つのことについてご質問でございますが、1つ目につきましては、先ほど私から申し上げましたけれども、一人一人職員の皆さんの自主性の尊重ということにつながると思いますが、自主性をいかに促すかというその仕組みづくり、その工夫をどうするかということではないかと思えます。この辺は研究する対象には当然なり得ると思えますけれども、確かに受け身だけじゃなくて、自主的に物事を、個性とか自主性をしっかりと尊重していきたいと思っております。

もう一点につきましては、直言しますと、なかなか難しいんじゃないかなと。一般的に役場で職務する、仕事をするということは、事務処理をするという一つの体系というかありまして、そういう中で物事に挑戦するとかというのはまた、だからこそそういうことが必要なんですけれども、そういう中でいろんな各所管がある中で、やはり全職員がそういうふうに町民の皆さんと一緒に政策提言とかあるいはいろんな活動を行いながら町づくり、すぐにはなかなかちょっと難しい部分があるのかなと。

そういう中で、現実に返ってみますと、例えば企画立案ということについては、企画財政課という課がありますけれども、そういう例えば担当所管を、まず初めはそういうことの中でいろんな企画も出していくということになるのかなと思えます。

もう一点は、なかなか、各お一人お一人がこういう仕事をしたいということに希望を取ってやるということについては、役場の仕事ですからいろんな所管がありますので、例えば偏ったりしちゃう場合もありますので、その辺もちょっと考えるところはあるのかなと。

ただ、新規の採用の職員につきましては、面接の志望動機とかいろいろありますので、採用した場合は、本人が観光的なものに就きたいとか、どういうことをやりたいとかってありますので、それは十分に考慮して配置はしております。ある程度長くいらっしゃる職員の皆さんについても、その傾向を読み取って人事は当然いたしておりますけれども、それは100%というか、思うようなそういった傾向はなかなか出せないんじゃないかなと思えます。

しかしながら、当然長くある程度勤めておりますと、この職員の皆さんはどのような仕事が、どのような所管が合うのかなとか、力を出してくれるのかなとか、そういうことは当然考慮した人事もやっておりますけれども、そんなことでお答えさせていただきたいなと思えます。

ということで、2つ目のご質問については、なかなかすぐにはびんとかないというのが正直

なお答えでございます。

以上でございます。

○6番（北村昭彦君） ある意味、正直なストレートな、素直なご答弁をいただきました。ありがとうございます。

といいながら、残念は残念ですね。というのも、まず1つは、町長、すごく私がうれしかったご答弁の中で、失敗を恐れずチャレンジをしていくということを職員の皆さんに伝えていきたい、言っていきたいというご答弁がありました。それが本当に大事だということもご答弁ありましたが、町長にいろいろご提案差し上げても、ほとんどちょっと難しいとか、ぴんとこないというようなことで終わってしまうんですね。なので、町長自らちょっと難しいかなと思ったんだけど、これは本当に大事なことから、挑戦してみようと。町長自ら実践されて、お手本を示していただくというか、手本というか、この町の姿勢ですよ。この御宿町役場はこうやって住民の皆さんのいろんなニーズに、難しい時代なんだけれども、応えていくんだぞというのを町長が示していただかないと、幾ら口で言っても、職員の皆さんなかなかやれないと思いますよ。

なので、その辺も少しご考慮いただいて、町長のご答弁に本当に多いんですよ。今までもある程度やってきたし、これからもやっていきますと、少しは研究します、少しは考えます。でも基本的には今までどおりですというご答弁がほとんどなんですよ。今日もそうでした。それでは、失敗を恐れずチャレンジする職員は育たないんじゃないんですか。

ですの、自己肯定というか、私のやってきた仕事は間違いないと強く信じる力も大事なかもしれませんが、半分はそういう気持ちでいらっしゃっていいと思うんですけれども、半分はやっぱりまだまだやれることあるんじゃないかなという気持ちをぜひ持っていただいて、だって、やれないことがあるからこそチャレンジがあるわけですよ。なのでぜひ、ちょっと難しいかなとか、ちょっと今までのやり方とはというか大分違うなという部分に思い切って町長ご自身挑戦されて、ご決断をされて、そしてそこを、年齢からいっても、やりたい気持ちはあるけれども、実際どうやるかは若い君たちに任せるよと。こういうチャレンジがしたいんだけど、具体的にどう実現するかは君たちに任せるから、どうかチャレンジしてほしいと、そういう仕事の預け方、部下の職員の皆さんの育て方なんていうのがやっていただけたら、大分町もまた明るくなっていくんじゃないかと思うんですが、最後にそのことだけご答弁いただけますでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 挑戦する心を大事にしたいというのは変わらないですので、ひとつひとつの所管、ひとつひとつの項目に関して、いろいろたくさんありますよね。いろんなことがありますよ。そういう中で、先ほどの北村議員さんの2つ目の質問については、なかなか今の時点で私が全体を捉え切れないというか、そういう意味で申し上げたんですが、決して悪くは理解しておりませんので、よろしくどうぞお願いします。

○6番（北村昭彦君） 既に事例のあることばかり申し上げていますので、しかももっともっと事例もありますので、ぜひ研究いただいて、一つでも小さなことからでもチャレンジを始めていただければなというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（滝口一浩君） 以上で、6番、北村昭彦君の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩いたします。

（午後 3時11分）

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時20分）

◇ 石 井 芳 清 君

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

（8番 石井芳清君 登壇）

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。それでは通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

本日の主題は、住民の命と財産を守ることは自治体の責務であるという立場から、大きく2点について町及び町長の姿勢をただしてまいりたいと思います。

今日、同様の質問も出ていた関係と、答弁の時間等が分かりませんので、初めて質問いたします第2項目から先に質問させていただきたいと思いますが、議長、よろしいでしょうか。

○議長（滝口一浩君） はい。

○8番（石井芳清君） それでは第2項目、動物由来の疾病と対策について伺いたいと思います。

私の住む地域、区内は同じ区内なんですが、お隣の地域の方々が、いろいろな地域の役員の

方が、ぜひ石井に聞いてもらいたいことがあるんだということで懇談の機会を持ちました。

というのは、産経新聞の令和4年8月15日付なんですけれども、こちらに、ダニ媒介感染症報告相次ぐということで、西日本中心に90人、最多に迫る、野外のダニが媒介する感染症が相次いで報告されている。このうち致死率が高い重症熱性血小板減少症候群と呼ぶのでしょうか、SFTSと一般的には略されておるようでございますが、今年の感染者は国立感染症研究所によると西日本中心に約90人となり最多だということで、中、飛ばしますけれども、畑や自宅の庭でも感染するというので、主に野外でダニにかまれて発症するが、ペットから人への感染や患者から医師への感染例もあった。近くにシカやイノシシなどの野生動物が出るかどうかの一つの基準となるということで、これについての警鐘をする新聞記事でございます。

それで、このシカやイノシシ、キョンなどの野生動物がダニを媒介し、ダニ媒介感染症の発症が報告されているということはこういうことですね。この記事の内容で幾つか調べたところによりますと、県内の「千葉県野生動物における重症熱性血小板減少症候群ウイルス（SFTSV）感染環の解明」ということで、これは令和4年9月末日に執筆されたというふうにかかれております。これ発表の年月日は私の資料にはありませんけれども、旧所属で千葉県衛生研究所ウイルス・昆虫医科学研究室、現所属国立感染症研究所獣医科学部という、当時所属の方々がこの千葉県におけるSFTSVの感染環ということで、いわゆるシカ、イノシシ、キョン、アライグマ、サル、ハクビシン、タヌキ等の抗体保有率を調査されたということです。

それで、このSFTSVは2013年に国内で初めて見つかったような報告もあるわけでありまして、この個体数もちょうと細かくは言えませんが、全体数で482検体だということではありますが、2014年度のときはシカが0%だったんですけれども、2021年度には30%近く、イノシシにおいては2016年には0%であったんですけれども、2021年には同じく30%ということですので、今2024年ですから、さらに上がっているのではないかと。

新聞記事は西日本だったんですけれども、既にこの当時、千葉県内にSFTSVの病原体がいるということが確認されたということです。この報告の中で、ダニ媒介性リケッチア感染症の疑いのある方も診断がつかなかった患者の遡及調査を行ったところ、2017年には既にSFTSVに感染した患者が存在していることが報告された。この感染リスクを評価することが大事だということで、最後の考察の一つなんですけど、ヒトの生活圏内で飼育される愛玩動物を含めた動物とマダニの間でのSFTSVウイルスの感染環の実態解明が必要であると考えているということが考察の中に一つ述べられております。

それはどういうものかといいますと、千葉県衛生研究所ウイルス・昆虫医科学研究室がこう

いうチラシを県のほうで広報しております。「マダニ被害に遭わないために」ということで、マダニって何ということ、これ写真が載っておるわけでありましてけれども、成長した段階で3ミリから6ミリあるということだそうです。千葉県南部には非常に多く生息していて、毎年感染症等の確認がされているということで、裏にはそれに対するいろんな注意喚起をされた広報が、これについては、県内の団体でも千葉市とか幾つか全部確認されてはいませんが、自治体できちんと注意喚起をしているところがあります。

それで、これが厚生労働省のいわゆる動物由来の感染症ということで幅広くサルからイヌ、ネコ、キツネ、ネズミ等、それがどういう病原体を運ぶのか、キャリアになっているのかということで、その病気の内容だとかを含めて様々な広報が厚生労働省によりされております。

それで、地域の方々のお話というのは、まずシカ、イノシシ、キョンなどの対策、これがもう遅々として進まない、やはりもっときちんと科学的根拠を持って、前に進めてもらえないだろうかと。だけど農作物は一応経済だからお金で何とか解決するけれども、今お話しさせていただきましたこの病気については、これは命に関わることである。

これについて、町のいわゆる鳥獣被害防止計画、一応千葉県の鳥獣被害防止計画、キョン防除実施計画、それから管理計画ですね、千葉県ですけれども、こういうものも読ませていただきましたけれども、この管理計画においては、いわゆる狩猟をされる方については、こういう感染症についての注意がこの中にされておりました。しかし、御宿町のこの先ほど示しました令和元年度と令和4年度更新されておりますけれども、御宿町鳥獣被害防止計画にそのような記載はされておられません。

ただ、猟友会の方もいらっしゃったので聞いてみましたら、その方は役場のほうからこのような内容で注意喚起は受けていますよという報告はありましたけれども、私も含めてこれは初めて知りました。非常に大事な内容だと思います。

今日いろいろ質疑もありましたけれども、定住、特に高齢者の方、御宿町は県内でも一番の高齢化率の町です。そういう方々が例えばどこかで一休みすると、例えば縁石等で一休みするときに感染する可能性が非常に高い。それで、実はその地域ではもう非常にダニが最近、今年特に多いんだそうです。帰ってきたら全部玄関で着替えて、もしくはばたばたやって、新しいものに着替えて中に入ると。別の地域の方が、やっぱり心配して、こんな丸いのが見つかったんだけど何だといって、その猟友会の方に、これダニじゃありませんかと言ったら、まさにそのダニだということ、やっぱり日常的にキョンがどこでも歩いていると。よくテレビのニュースなんかでも大原台、御宿台のあの住宅地の中にキョンが徘徊するのがニュースに

載っております。

随分前ですけれども、ちょっとこれ、質問を考えておりましたけれども、記念館の周り、それから岩和田、それから新町のいわゆる浅間様の近所で、イノシシの、これは随分前なんですけれども大捕り物をやったということが、当時町内で話題になっておりました。ですからイノシシも町内を徘徊している。

それで、随分前なんですけれども、朝市の買物に行って、パートナーの方なんですけれども、買物をして縁石に座ったと。帰ってきたらかゆいといったらこの辺、ちょうど足のもの裏なんですけれども、真っ赤になっている。これはダニじゃないかという話を、そのときは相方、パートナーから、たまたま行ったら、石井、こんなことがあったんだよと、話をされたのを今思い出しましたけれども、まさにこのダニのことだったんじゃないかなというふうに思います。

ですからこのことにやっぱり注意喚起をして、町づくりを進めていかなければ、国際交流も子育ても何もありません。やっぱり敏感な方は、こんなところはちょっと生活、移住する対象じゃないよねというふうになるんじゃないでしょうか。

先ほど防災のことで前段者が質問されて、非常に暑い中での避難所の話もされておりましたけれども、全く同じだと思うんですね。これは町内とかでも。それで私の住む地域でも、田んぼ、これがなかなか管理ができなくて人任せにするところが大変多くなりました。大変大規模な田んぼを管理されているということで、いわゆる畔道、これも昔はきれいに草を刈っていたんですけれども、なかなか草を刈り切れないと、もう庭だとか畑なんかの周りの草も刈り切れないという状況が生まれております。

その中をイノシシだとかキョンの生息地という中で、ダニがいる。ですから、イヌの散歩ですとか、ネコですね、こうしたものがそういうところを歩く中でダニがついて、それが知らず知らずうちの中に入ってきて感染するというのも当然考えられるわけでありまして。

これについて、町としてどういう問題意識を持っているのか、どうこれからしていくのかについて、まず第1回目の質問としたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 動物から人に感染する病気は動物由来感染症と称され、WHOでは200種類以上が確認されていると聞いております。

日本での発生数は海外に比べ少ないようですが、近年、ペットなど飼養動物からの感染事例が増えてきているほか、厚生労働省が公表するマダニにより媒介される重症熱性血小板減少症候群の全国年間報告数は、2019年の101件から2023年度は133件と増加傾向にあります。

感染経路の一例として、ウイルスを保有するマダニをキョンやイノシシ、シカ、ノウサギなどの野生動物が媒介し、そのマダニに刺されると感染いたします。主な初期症状は発熱、全身倦怠感、嘔吐や下痢、腹痛など消化器症状で、重症化し死亡することもあります。

ご承知のように、本町でもキョンやイノシシなどの野生動物が増えており、これに限らず様々な病気を伝播することが懸念されます。またダニの一種であるツツガムシに刺されることで感染するツツガムシ病の報告も少なくありませんので、感染を防止するとともに、症状が出た場合に早期治療へつながるよう、動物由来感染症について、病気の概要、予防のための注意事項などを広報、啓発したいと考えております。町ホームページでは、8月22日から掲示を開始しており、紙媒体では9月25日発行のお知らせ版に注意喚起の記事を掲載させていただく予定でございます。

○8番（石井芳清君） じゃ、その原因について、担当。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（石井 学君） 産業観光課からは、有害鳥獣の関係の観点からお答え申し上げます。

当町におきましても有害鳥獣の捕獲頭数は年々増加しておりまして、マダニ媒介による感染症のリスクも増加してくると認識してございます。

狩猟や捕獲など、野生動物との接触を意図的に行う捕獲従事者に対しては、捕獲駆除によって個体数を減らしていただくことはもとより、従事者自身にも肌の露出を抑えていただいたり、手指の洗浄、消毒など衛生管理対策について、改めて周知徹底を図るとともに、動物による媒介の注意喚起については、捕獲従事者だけではなく住民にも併せて周知してまいりたいと考えております。

以上となります。

○8番（石井芳清君） 生息環境等にもし、草だとか含めた、先ほど非常に広がって問題が大変大きい状況になっておりますので、担当の方でもし答弁があればいただきたいです。

○議長（滝口一浩君） 全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 全町公園課でございます。

全町公園課につきましては、住宅地に隣接する空閑地等の雑草等の放置に伴います環境保全上の対策として、土地所有者の方に改善依頼を行っているところでございます。対象になる土地の所有者、居所が不明な場合もございますけれども、できるだけご近所、親戚、伝手をたどりまして連絡をするように努めているところでございます。また、家の敷地のキョンやイノシシの侵入

につきまして、花壇や庭の被害などを防ぐために、防護柵に対する補助も行っております。

こういった形で、人が住んでいるエリアに野生動物をできるだけ寄せつけないよう対応に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○8番（石井芳清君） 特に、公共と申しますか、いわゆる公共道路ですね、道路の周辺の法面の草等の除去と、これは町道であれば町が管理し、国県道であれば県が管理するというふうにするわけでありまして、そうしたものもなかなか、うちの地域でもみんなで共同作業もあったんですけども、非常に難しくなっている状況もありますし、せっかく全町公園課ということで、独立した課が設置されておりますので、そういう啓蒙とともに、やっぱりそういうところをどういうふうに管理をしていくかということも、住民と共に考えていただいて、前向きな対応を求めたいと思います。

それで、今雑草という言葉がありましたけれども、雑草というものはたしかないというふうには伺っておりますので、言葉は非常に難しい、私なんかもよく失敗をするんですけども、担当ですので、そういうものは充分注意した言葉遣いをしていただくほうがベターなのかなというふうに思いました。

それで、この動物もそうなんですけれども、特にダニ等なんですけれども、ぜひきちんと調査をして、科学的な事実の積み重ね、根拠に基づいていかない限りは、やっぱり適切で効果的な対策は進まないというふうに思われます。

調査といっても、職員の、自治体ではなかなかできないというふうに思いますので、例えば目撃情報ですね、イノシシやシカやキョン、それから捕獲者が、それがいつどこに何頭いたのか、捕獲した場合はいつどこでどういうものを捕獲したのかというのをやっぱり地図上にプロットして蓄積をしていく。ダニも、例えばうちの新久井で見つかったとか、立山で見つかったとか、小幡で見つかったとかいう中で、じゃどこに多いのかと、傾向と対策がかかると思うんですね。そういうところまで、先ほどの獣害対策もきちんとされていないんだと思うんですね。ですから、元年のと今回ので大きく乖離しているんですね。

キョンについては、県の方針は撲滅なんですよね。ところがどんどん増えていってしまうということもあると思いますので、やはりそういうところを科学的根拠に基づいて、それは町民の皆さんにそういう目撃情報、また捕獲者、従事者についてはそういう情報をいただいて、各地でそういうものをデータベース化していく。その中で、関係者、住民や捕獲従事者とも話し合いをしながら、適切、効果的な対応を取っていくということが、私は一番の近道じゃないかと

いうふうに思うんですけども、それについてはどうでしょうか。

それからごめんなさい、もう一つ、獣害の先ほどの計画の中に、衛生面ですよね、それが抜け落ちていたと思いますので、その辺は今後付け加えていくことが必要だと思いますので、それも含めて2点。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（石井 学君） 石井議員さんからのご助言のありました捕獲場所を地図に落とし込む、プロットするということは、私どももちょっと考えが及ばなかったところもございますので、そういったところも踏まえて今後対策をしていきたいと考えております。

また、被害防止計画についてもご指摘のとおり、衛生管理面については記述されてございませんので、そういったことも踏まえて、今後計画の策定をしていきたいと考えております。

以上となります。

○8番（石井芳清君） 最後にこの質問の中で、町長、こうした事案について、一連のことを今聞いていただいたと思いますけれども、町長としての所感を求めたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） キョンの数が、捕獲はしているんですが非常に捕獲以上に増えてしまっているという現状が、町内だけではなくて、夷隅郡市内の市長、町長でいろんな会議をやる時に、やはりこのキョンの話題が出ておまして、とにかく捕獲対策、千葉県では非常に重視をしていますが、なかなか現実合わないというか、捕獲頭数といいたまいますか、キョンは1年間に2回も3回も出産するというように伺っていますので、捕獲頭数とこの生息数といいたまいますか、そういう状況がなかなか、捕獲頭数が多くてキョンの生息が少なくなればいいんですけども、そういう状況じゃないという現実に対して、何とかしなければいけないというようなお話もございますので、これは地域共同体といいたまいますか、夷隅郡市内の面においても今後いろんな意見交換をして、対応を考えていかなければいけないと思っています。

○8番（石井芳清君） ただいまの質問は、それも入るんですが、いわゆる動物由来の疾病ですね、対策についてということが主題なんです。その原因のところ、今町長の答弁があったわけですけども、一番大きなのはダニ等で、キャリアとして、人間に感染をして、下手したら死亡に至ると、重篤になるという大変大きな問題が、御宿町内においては基本的には公表されていなかったと、注意喚起されていなかったということに住民から指摘をされて、今日そのことを議会で発言させていただいているわけです。

そのことについて、そうしますと子育てだとか高齢者福祉だとか、民間交流、様々あります

よね。そういうものに全てにおいてやはり支障になると、大きな弊害になるというふうを考えておりますので、住民の命の一番の根本的な問題だということで、住民から提起をいただきましたので、それについての長としての所感を求めているわけでありまして。再度答弁いただければと思います。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご質問にございますように、この重症熱性血小板減少症候群、ダニやいろんな媒介物によって病気が発生するということがございますので、やっぱりこれは関係機関といたしましうか、医師をはじめいろんな、このたびこのようなご質問をいただきましたけれども、対応について検討研究をしていかなければならないということを感じておられます。そういうことで、今後関係者、関係機関と共にいろいろと考えていきたいと思っております。

○8番（石井芳清君） 重大な問題提起を受けたというご認識だということによろしいわけですね。よろしく願いいたします。

それでは、本日第1点目の質問に入りたいと思っております。危機管理について及び災害基本法における自治体及び長、住民等の責務について伺うということです。

これも住民の方から、産経新聞の8月16日、これは実は署名記事になっておりまして「つなぎ続けたい天災の記憶」ということで、これ産経新聞で、この中の真ん中ほどに入っておりますけれども、記者ですが、元記者でしょうか。「私が暮らす外房の町、千葉県御宿町も度々津波に襲われている」ということで、町内にご在住ということですね。それで、私、全く面識はなかったんですけれども、岩瀬議員から紹介をいただきまして、この月曜日、この方とお会いすることができました。それで、実は11日から始まる議会でこの方の署名記事を紹介させていただきたいんではないかと申しましたら、快くお受けいただきました。

それでこれなんですけれども、幾つか紹介させていただきますと「パリ五倫開催中の8日、南海トラフ地震想定震源域の西端にある日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生した。気象庁は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会を臨時に開催し、想定震源域では大規模地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられるとして、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した」ということですね。それで、今週というか9月に入りまして、内閣府はこれに対する検証委員会を設置して、この発令に対する検証を行うという報道がつい最近ニュース等で流れておりました。

この中で、この記事なんですけれども「命を守るため歴史に学べ」ということで「被災を教訓に溺死者は激減」ということで、津波工学研究報告第32号、平成27年に掲載されている「延

宝5年（1677年）、房総沖地震津波の経験は元禄16年（1703年）、関東地震の津波死者を減らすのに役立ったか？」という、著者が元東京大学地震研究所准教授の方の発表、調査。細かくはあれですけども、古文書をひもときまして、どこに何人が祀られたかということ进行调查した結果、簡単に言うと最初に被災した、津波に遭われたところ、御宿町もそうだったわけですけども、ところが方向が違いまして、入江の山というんですかね、の裏側のところは逆に1回目のときに津波に遭わなかった。その次の地震のときは、今度は逆方向からの津波だったので、そのときに、御宿町の死者数というのは非常に少なかったけれども、最初の1回目の津波のときに災害がなかったところは大変大きな死者数が出てきた。ということで、山を越えたすぐお隣のそういう教訓というのを、当時この方は「我々は、江戸時代に隣村の被災を教訓と出来なかった人々を『愚か』とすることは出来るであろうか？」というのがこの論文と申しませうかね、報告書の内容だということなんですね。

そういう中で、住民の方に持ってきていただいたわけですけども、私もいろんな方から、地震情報が出された中で不安な面持ちで暮らしていると、お盆にいつも親族一同で集まるんですけども、それも取りやめたらいいのかしらという相談も実は受けました。お盆の頃ですか、花火が打ち上がったんですかね。私の自宅からも大きな音が聞こえましたけれども。

内閣府の評価委員会も新聞各紙も、この南海トラフの地震関係には、アンケートを取ったんだそうですね。今集計中ということですけども、自治体によってその受け止めがもう千差万別だったようですね。

町長にお聞きいたしますが、危機管理ということで、この2か月間、先ほど町長日誌、大変重要な案件について議会、町民に報告をいただきましたけれども、町長はこの南海トラフの地震情報、これたしか……、その前にごめんなさい、もう一点確認したいです。

この巨大地震注意というのは、この中にちゃんと南海トラフの基本計画入っているんですね。これを見ると、最大規模の警報ですよ。これを見たらもう、ですからこの基本計画に対して本町はどういう対応を取ったのかということが、私の質問の趣旨なわけです。

まず町長、安心安全、今日も学校の方針で津波は危険だから一刻も早く学校を移したいんだと、今日も強くおっしゃられていましたよね。御宿小学校。おっしゃられていませんでしたか。

先ほどこの町長日誌も、原文もいただきましたけれども、この2か月間これに対してはどういう対応をされたんでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 8月8日につきましては、この地震発生が16時43分であったのではな

いかと思いますが、これは木曜日でしたでしょうかね、そういうことで、それでここに町の防災計画にございますように、第一配備ということで対応を取ったということでございます。

徐々にやはり報道等の影響といいますか、報道等によりこの南海トラフについては少しずつ状況が弱くなっているということで、とりわけ8月15日に全ての解除がなつたと認識しておりますが、その以後はとりわけ特にいろいろな対応は、その当日とか、いろんな海の状況とかです、それはいろいろ対応して、観光、ぜひこの件については担当所管からも申し上げていただきますが、そのようなことで、第一配備を8月8日に行ったということでございます。

○8番（石井芳清君）　そういう答弁をいただいた後で、それではこの南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）における計画はどういう責務が記されているんですか。総務課長、内容を説明していただきたいです。

○議長（滝口一浩君）　総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君）　こちらの南海トラフ地震臨時情報が発令された場合につきましては、地域防災計画に基づきまして、各職員がそれぞれ自動参集を行い、情報を集約した後に、やはり議員の質問の趣旨にもございます災害基本法におけるその責務、いわゆる住民の安全の確保、また住民への周知等もしっかりと含めながら、行政の責務として、しっかりとお知らせをしていく、適切な対応を取ることが求められているというふうに考えております。

○8番（石井芳清君）　防災計画の南海トラフの基本計画においては、それぞれセクションごとにこれをすべきこれをすべき、これをすべきということで記載されておりますよね。先ほど答弁もらいましたけれども、これが今日頂いた諸般の報告です。これで安全安心のことはどこが記載されているかという、6月8日、夷隅地区水防訓練、6月16日、千葉県消防協会夷隅支部消防操法大会、6月19日、安全安心なまちづくり宣言式、19日、いすみ警察署管内防犯組合連合会定期総会、19日、安全で安心なまちづくり推進協議会定期総会、それ以降、安全安心に関する町長の諸般の報告は一切ありません。

これに防災会議を設置して、それに基づいて配置について、会議について配置をするということだと思ふんですよね。最高レベルの警報というか、それが出されたわけでありますので、それに基づいて自動的に対応しなければならない。一切報告がないじゃありませんか。それは大したことないんですか。それとも全くやっていないんですか。先ほどの県の防災の報告書には、対策本部を設置したやにうたわれていますよ、御宿町。一切そういう報告はございませんし、町長の会議そのものが設定されておられません。設定されておられません。それで、町民は不安な中過ぎしたんですよ。これが実態ではありませんか。

じゃ、学校が津波で危険だということはどういうことなんですか。

それからもう一点、先ほど広報の話題も議論がありましたけれども、これが最新の御宿町広報でよろしいわけですね。令和6年8月25日発行、発行責任者、御宿町長石田義廣というふうに書いてあります。町長でよろしいわけですね。

こちらに、ライフセービングということで、1609年の史実があります。先ほどの産経新聞のこの記事のとおり、これはやはり災害ですね。災害時における救難ですね。これは6月25日発行です。これは多分記事の締切りもあろうかと思えますけれども、一言でも地震、津波に関する、この南海トラフに関する情報がここに入り込めなかったんでしょうか。緊急時であれば、ぺら1枚でもいいと思うんですね。災害情報における先ほどの最高レベルの情報というのは、どういう意味があって、どういうことが必要なのかと、みんなこれについて疑問を持っていました。それについて適切な広報、機を見て敏と昔から言われておりますけれども、そういう対応が必要だったんじゃないでしょうか。それが、今内閣府が行われている検証だというふうに向っております。

ご承知のとおり、御宿町は消防団、これも団長また分団長含めて、交代いたしますけれども、創意工夫で一生懸命頑張られておられます。地域においては自主防災組織、これも全区設置できたのは県内トップだと思いますね。トップと言えましょうかね。本当にそういうレベルで私は住民の皆さんのご協力をいただいて設置できて、日々活動されているというふうに向っております。住民の皆さんはこういう形で汗を流しながら、みんなで地域を守る、家族を守るということで頑張っておられるのが、御宿町の防災じゃありませんか、町長。

国が最高レベルの警報を発して、平時と全く変わらない。そういう会議も実際は開いていないじゃないでしょうか。自らつくられた計画ではありませんか。反論があるならしていただきたいと思います。私の認識が違うというんだったらしていただきたいと思います。

これでどうして町民の安全が守れるんですか、町長。先ほど前段者は町及び職員の働き方について様々な角度から質問されておりました。そういう気づき、発見し、創意工夫で仕事をす職員像を前段者は今の町に求めておられましたよね。まさにこれがそうじゃありませんか。町長、どうでしょうか。これはただつくればいいものですか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほども申し上げましたが、8月8日に発生して、内容的に、この防災計画にもございますように、南海トラフ地震臨時情報についての、内容的には巨大地震注意というような状況であったと思いますので、それについては第一配備ということに防災計画で

はなっております。しかし、そういう意識でいいのかというご質問ですけれども、もっともっとそこには意識を走らせるべきじゃなかったかというご指摘だと思いますが、一応内部の総合的判断で第一配備を行ったということでございます。

○8番（石井芳清君） 細かい質問を出しておりますので、順次端的に答弁いただければと思います。

まず、①災害情報の周知については、住民はもとより観光客等にどのように行ったかについて簡潔に報告を求めたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 災害情報の周知につきましては、防災行政無線にて速やかに周知するとともに、千葉県防災情報システムを活用し周知を図りました。

また、この臨時情報が発令されたときにはもう既に海水浴場が開設期間であったことから、多くのお客さんが来場するシーズンを迎えておりました。そうした中で各団体においては、海水浴場を期間的にクローズする団体、千葉県内にも南房総市のほうとかでは、一部閉めた団体もあることは伺っております。

そうしたことを踏まえまして、産業観光課並びに海水浴場でガードに当たっていただいているライフセーバーのチーム、監視長を含めまして、総合的に相談をした結果、十分な注意喚起を常に行いながら並行して様子を見るというような結論に至り、現場のほうでは適時繰り返しの中でのご案内を差し上げるとともに、土地カンのない方が多くいらっしゃるシーズンですので、津波避難ビルですとか、いわゆるハザードマップ等が見られる状況をしっかりと担保した中で、運営に当たったところでございます。

以上になります。

○8番（石井芳清君） 周知をしたということでありまして、役場、またレスキューも含めて、様々な直接の担当者ですね、プール等もそうだと思いますし、売店等の営業事業者等、かつてプールで津波想定の中で、今説明がありました避難ビルに、みんなで避難訓練をするということもやった記憶がございます。少なくとも私はそういう担当者レベルで、まず避難ビルなら避難ビルで、ここは避難ビルでどうだといって、やはり実際に歩いてみて検証してみる。御宿町の避難マニュアルですよね、いわゆる津波をよける。特に海岸における、それはやられたんですか。私はやられたようには伺っておりません。私は口頭だけというふうに伺っております。

じゃ、1つのビルでもいいですけれども、具体的にどうやってプールのお客様を案内するの

か、海のお客様をどうやって案内するのか。僅かじゃないですか。1時間、担当者だけでいいわけですから、それをやってこそ本当の意味での安全安心が担保されるということじゃありませんか。ハザードマップ、今ご自身がおっしゃられましたね。地域を不案内の方もいらっしゃる。じゃ、担当職員の皆さん、実際そこに訓練としてやられたんですか、今回。それは恒常的にその担当者はやられているんですか。私は伺ったことはありませんよ。少なくとも、私10月ですから、この5年間にやっておられるのかも分かりませんが、その辺はどうなんでしょう。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 議員ご指摘のとおり、従来まで特に東日本大震災の教訓を受けた直後につきましては、ライフセーバー並びに売店組合、さらには一部のお客さんまでを含めて合同で津波避難訓練等を、この海水浴開設シーズン、プールまでを含めてやった経過もございます。

今回につきましては、具体的にそうしたところについては、口頭での開設前にあたっての監視員、ライフセーバー、それから担当職員の安全確認という部分を口頭で行っただけでありまして、現地に出向いたということについては、行っておりません。ただいまご指摘を受けた中で、いま一度時間の経過と共に薄れていってしまうものですので、継続した取組が必要ではないかというふうに考えております。

また、以前石井議員さんのほうからもご助言、ご指摘をいただいた点がございまして、観光の町御宿であるということから、こういう津波のものについてはしっかりとお客さんがどこでも見られる状況をしっかりと担保したほうがいいんじゃないかというところで、以前石井議員さんのほうからもご助言をいただきました。結果といたしましては、海岸部に26か所、また駅前、国道の交差点、記念館付近等で14か所、計40か所につきましては、QRコード等で設置をさせていただきました。結果といたしましては、防災の担当グループとしましてはそうした作業を通じまして、いま一度歩いていることは歩いているんですが、関係者、関係団体を含めて一斉での訓練という形では行っておりませんので、今後しっかりとそうした部分についても取り組んでいければと考えております。

○8番（石井芳清君） 南海トラフの地震の防災情報は解除されましたけれども、南海トラフは依然としていつ起きるか分からないという想定だと思うんですね。やはり海の町、また管理運営を任されている御宿町であるというふうに思いますので、まずそれは基本中の基本という形で、開設前に必ず実地訓練を行う。新しい職員も入るわけですよ、だと思うんですね。長

年の職員も改めてその中で、それでいいのかという検証を、先ほどの質問のとおりだと思うんですね。そして深めていきながら、それを広めていくと、問題があればどんどん改善する。施設も壊れていたりとか含めてあるわけでありまして、道路環境等もありますよね。

そういうこともあるわけでありまして、やっぱり絵に描いてあるからいいというわけではなくて、毎年、その季節、シーズンに入る前にプールではありませんけれども、きちんと確認をする。そして安全安心な海、プールの運営に資するということだというふうに思いますので、ぜひそれはきちんと心に据えて、全体、しかも役場内、どの課も同じだと思いますので、全体会議を開いて周知して、どういう問題なのかというのをそれぞれの担当の中で出し合って、防災の町、盤石だということはよく伺うんですけども、その実態をやはりつかんでいただきたいというふうに思います。

次、対策本部と運用について伺います。

手順書やタイムラインに基づき、危機管理、予見するなどといった判断決定と実行のプロセスはどうであったのか。ごめんなさい、端的にお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 手順書やタイムラインに基づく実行のプロセスでございますが、気象等の警報が発表された場合については、まず第一配備を取ることとなっております。

こちら第一配備につきましては、地域防災計画に掲げてありますとおり、総務課、建設課と施設の所管課等を中心に構成しておりますが、大雨、地震等を含めまして、基本的には第一配備がスタートとなります。そうした中で、郡内、管内の団体等とも情報を連携しながら、必要に応じて町長に意見具申をした上で、災害対策本部の設置を行うというような流れになっております。

以上です。

○8番（石井芳清君） ちなみに、今回は県防災の報告書には対策本部が設置されたと、たしかありましたよね。それはちょっと確認をしておきたい。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 台風7号の際については、対策本部の設置はしてございません。配備態勢を取ったということで、各本部員、いわゆる課長級が全課長集まったの対策本部の設置というところには至っていないというような状況です。

○8番（石井芳清君） 南海トラフも設置していないということですね。分かりました。

それから避難場所についてでありますけれども、前段者が細かく質問していただきましたが、

事前準備であろうとも避難場所は避難場所だと思うんですね。たしかこの台風7号については、エビアミー号は計画運休をされたというふうになっております。もともと車等の移動手段を持たない方、免許を返納された方も当然今たくさんいらっしゃいます。独居の方もたくさんいらっしゃいます。そういう方は歩いて、家の地域から行くんですね、少なくとも。そこに行けということなんですか。

それから避難準備からやはり近づいてきて、避難所ですよ。法令設置がされた。今回台風14号は非常に停滞していて、ただ停滞しているんですけども、前線と申しましょうか、関東各地で線状降水帯ということで大災害が発生しております。事後ですけどもね。

そういうふうにも、非常というか、それはもう日常的になっているというのが実態じゃありませんか。台風11号も先週、中国で大災害を引き起こしたというふうに報道も受けております。

そういう中で、この避難所の運営、特にこの1か所でいいのかと、今後検討するというお話が先ほどありましたけれども、時間がないのでぜひ前向きに、やはり災害、特に高齢者が多い町、弱者の町に対してどういう避難場所を提供してもらえるのか、防災計画をつくっていくのかというのは大変大事だと思いますので、前向きな検討を求めたいと思います。

それから、避難所としての御宿小学校、布施小学校、それぞれの現時点の位置づけと将来的な位置づけについて伺います。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 御宿町地域防災計画、御宿小学校につきましては、今現在のところ指定避難場所としては指定しておりませんが、布施小学校については、指定避難所として体育館と教室が指定されております。

今後の位置づけでございますが、布施小学校につきましては組合の解散が決定しており、施設、いわゆる財産の処分について、今後地域のご意見等を考慮しながら、構成団体であるいすみ市との協議を進めていく予定となっております。

いずれにいたしましても、上布施地区、実谷七本地区周辺における避難場所の確保という点におきましては非常に重要であるということは認識しております。今後の協議の進捗を踏まえまして、指定場所の変更等も含め、丁寧かつ適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

○8番（石井芳清君） 了解いたしました。

御宿小学校は指定していないということですが、能登半島の経験からいけば、津波は数分で到達したという報道があります。と申しますと、今、御宿小学校の周辺の、例えば久保区でありますとか新町でありますとか、須賀ですよ、近隣にお住まいの方々、その数分以

内に高所に避難できる場所が必要だと。現在建っているわけですよね。これはちょっと答弁を求めませんが、やっぱりそれは即検討していただきたい。検討が必要だということです。認識としてはよろしいですよね。具体的には答弁を求めませんが、分かりました。ぜひどう位置づけるかということを検討していただきたいと思います。

それから備蓄について伺います。

指定避難場所や行政区町民の備蓄状況については、どのように把握されているのか伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 備蓄の状況でございますが、町の指定避難場所につきましては、御宿中学校、旧岩和田小学校、布施小学校の3か所となっております。各避難所ともに食材としてアルファ米やサバイバルパン、乾パンのほか、飲料水等を備蓄するとともに、毛布、下敷き用ロール、ワンタッチテント、テレビや投光器など、生活に必要な備品を備えております。また、お年寄りや足腰が悪い方のため、防災用折り畳みベッドを町として合計で50台を保管しているところでございます。

また、行政区の備蓄状況につきましては、トランシーバーやチェーンソー、発電機など、いわゆる自主防災組織発足時の備蓄品につきましては把握しておりますが、食料品等については、自主防災会ごとの地区防災計画に基づいた管理に委ねてしまっている現状がございます。

また、町民の備蓄状況でございますが、各家庭において災害に備え備蓄することは重要なことであり、必要性について定期的に周知するとともに、備蓄品購入補助の積極的な活用についても幅広くお知らせしてまいりたいと考えております。

以上になります。

○8番（石井芳清君） 町民の備蓄状況について調査したことはないということではよろしいですか。その必要性を私はあるというふうに考えるんですけども、それについてはどのように考えますか。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 調査の実態についてはしてございません。ただ、今、昨今こういう状況で非常に災害が注目されており、やはり災害のこの被害の対応等については注目されており、住民の方についても非常に関心が高まっているところです。

今年度につきましても、11月に防災訓練を実施しておりますので、そういう行政区等を通じまして、住民の備蓄状況等についても来ていただいた方等から直接意見を伺うなど、行政とし

できるところから少しでも把握ができる範囲について把握してまいりたいと考えております。

○8番（石井芳清君） 令和6年度の備蓄品購入補助という今年度の事業でありますけれども、たしか当初7月何日かの期限だったように思っております。ところが、それが令和7年度末まで延長されたというふうに思いますが、実態はなかなか応募がない。応募がないというのは皆さんが充足されているから、もしくはいわゆる安全のモチベーションが下がっている、どちらかだと思っんですね。やはりそれはイエロー信号だというふうに思いますので、これはせっかくこういう事業を組んだわけですから、先ほどの南海トラフも含めて、住民の皆さん、不安に思っいらっしやると思っしますので、好機と捉えて様々な、防災訓練を待たずにしても、やはり広報していただくかを含めて、これが十分に活用されるということが必要だというふうに思っいます。

その中でローリングストック、フェーズフリーということが書かれてありました。私これ大変重要で大事な概念だと思っいます。少なくともフェーズフリー、私前期まではこの考え方を全く知りませんでした。ところがこの間、その協会もできて、国民への周知、それから事業所等、会社、企業等への周知を図る中で、様々なフェーズフリー商品、要するに簡単に言うと、頑張らない防災というんですか、私これすごくいい考えだというふうに思っしております。

ローリングストックも、例えば乾パンだとかって、災害用だけではなくて、日頃あるものを、例えばトイレなんか1.5か月分、うちはストックかけて順繰りにやりますよと。お米等も1.5か月分、今ちょっと足りていないというのは別としても、そういうものを備えていくとか、それからレトルト食品、そういうものをちょっと余分に買っおきながら更新をかけていくということですので、ぜひこれもやっぱり周知していただいて、私自身も全く知りませんでしたので、住民もなかなか詳しい方もいらっしやらないと思っしますので、ぜひこれはこの観点から広報しながら、防災の町づくり、備蓄を含めた意識を高めていただく一助に思っただければと思っいます。

次に移ります。

その防災意識の啓蒙という中で、一人一人の状況に合わせたタイムライン、これはいつの防災訓練でも行っっているし、周知されていると思っますけれども、やはり家族状況が違っ、周囲の住環境が違っってくる、また病気だとかを含めて、独居になったりとかして様々な状況が違っってくる。独居でも、残念ながら病気だとか心身の状況が違っっていくということで、常に違っっていくと思っんですね。これに対して、やはりそこも非常に訓練で大事なことなのかなと思っいます。

ちなみにこの夏、私のご近所の方、パートナーの方が体調を崩しまして、私のうちに相談に来たのは、119番が繋がらないと言ってきたんですね。この御宿と大多喜の分署の電話番号を教えて、ですけれども、119番、おうちに帰ったらもう一回電話してください、私のうちからやってもいいんですが、今GPSで特定されますので、後が面倒になりますので、ご自宅に帰ってから自宅の電話でも携帯でもいいですから、もう一度119番回してくださいと言ったら、すぐ救急車が来ました。ですから、やっぱりそういうときにはそんなことさえ忘れてしまうというか、分からなくなってしまうというのが実態であると思います。

先般のDXコウカイ、議会で行った講習会についても、このくらいのボトルで個人情報だとか医療情報だとかがあって、ワッペンがあれば独居でも、それを探せばそこに基本情報は全部載っていますよということを先生がおっしゃっていて、ぜひ町でも啓蒙してもらえないかというお話もいただきました。

また、今防災の中で、いわゆる備蓄の中で100均ですよ、これくらいの500ミリリットルの飲料ボトル、その中に100均のいろんな、例えばペーパータオルも圧縮するとこんなに小さくなる、ペーパーというか普通のタオルもこんなに小さくなるんだそうですね。それからライターだとか、手袋だとか、軍手だとか様々なもの、多く入れても20品目ぐらい、チョコレートを入れるとかね、それから先ほどの個人情報を入れるとか、そういうことの、100均で集めて、2,000円は多分超えないと思うんですけども、そうしたものを町の広報でも啓蒙して、やっぱりみんなでワークショップみたいな、家族でやってみる。そうすれば、1個1個持っていれば、自分の車に入れる、学校の教室の机だとか何かにも入れると、備蓄袋は備蓄袋にあるという形でね。やっぱりそういう形でやって、それを啓蒙する。

それからもう一つ、災害はやっぱり先般ありましたけれども、トイレが一番、これも3時間以内に水は何とかなるんですけども、トイレということなので、これのトイレの扱い方も軽、中、高度の災害において活用できる条件がありますけれども、その使い方も非常に難しい。これも総務省のページにも出ております。動画出ておりますので、こうした啓蒙等もやっていただくということでもありますので、ぜひ様々な施策においては創意工夫を生かしながら住民の力でやっていただければなと思いますけれども、よろしいでしょうか。答弁なくてもいいです。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） ありがとうございます。

そうした啓蒙につきまして防災訓練だけではなく広報等につきましても、今いただいたご助言等をしっかりと踏まえた中で取り組んでまいりたいと考えております。

○8番（石井芳清君） ありがとうございます。

○議長（滝口一浩君） 以上で、8番、石井芳清君の一般質問を終了します。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（滝口一浩君） 日程第5、報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和5年度健全化判断比率についてを議題といたします。

企画財政課長の報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） 報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和5年度健全化判断比率についてご報告いたします。

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を指すもので、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生の必要性を判断するための指標でございます。

なお、議会への報告の前に監査委員の審査に付さなければならないこととなっておりますので、7月24日に実施されました決算審査におきまして審査をいただいたところでございます。

それでは、令和5年度決算に基づく健全化判断比率についてご説明いたします。

議案2ページ、令和5年度決算に基づく健全化判断比率の表をご覧ください。

まず、実質赤字比率は、一般会計の実質収支が赤字となる場合、その額の総額の標準財政規模に対する割合を示すものでございます。令和5年度は黒字決算であることから非該当となりました。

次に、連結実質赤字比率でございますが、一般会計に加え、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療等の特別会計の収支、さらには公営企業会計における資金不足額など、町のあらゆる会計に係る収支の全計から判断するものでございます。令和5年度の連結実質収支は黒字のため非該当となりました。

次に、実質公債費比率でございますが、地方債の元利償還金に加え、一部事務組合等への負担金や他会計繰出金のうち、公債費に準ずる経費の標準財政規模に対する割合を示すもので、令和5年度決算においては4.9%となりました。平成24年度借入れの中学校体育館整備事業債の償還完了等により元利償還金の額が減少したものの、公債費の普通交付税基準財政需要額における算入額の減少がそれを上回ったことから、令和5年度単年度比率が増加したため、3か年平均である当比率は、前年度の4.6%から0.3ポイント増加いたしました。

最後に、将来負担比率でございますが、地方債現在高や一部事務組合等が起こした地方債の償還に対する将来の負担見込額、退職手当負担見込額等から、これらに充当可能な基金現在高、基準財政需要額、歳入見込額等を控除した額の標準財政規模に対する割合を示したもので、令和5年度決算においては国の臨時財政対策債発行額の縮小等により地方債現在高が減少したこと、また財政調整基金への積立て等により充当可能な財源が増加したため、指標上問題がなかったことから算定をされませんでした。

各指標には、早期健全化基準及び財政再生基準が設けられております。

令和5年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも基準を大きく下回る結果となりましたが、これは経常的な自主財源が少なく、積極的に事業を実施できていない中で、地方債現在高が減少し、コロナ禍を経て基金への積立てが増加することで生じた比率で、一時的なものであります。

今後の老朽化した公共施設の長寿命化等をはじめとした大規模事業への着手などに伴い、将来負担比率も上昇していくことが見込まれますが、必要な事業を実施するとともに、将来の歳入と財政需要のバランスを見極めながら、今後も健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 以上で報告第1号を終了いたします。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（滝口一浩君） 日程第6、報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和5年度資金不足比率についてを議題といたします。

建設水道課長の報告を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和5年資金不足比率についてご報告いたします。

資金不足比率につきましては、公営企業の経営状況について透明性を確保するため、流動負債と流動資産のバランスにより計算するものです。健全化判断基準同様、一定の基準に基づき財政上の処置を講ずることにより、経営の健全化を図ろうとするものでございます。

資金不足比率の算定の結果につきましては、お手元の報告2枚目に添付しております。

流動負債額につきましては、翌年度企業債償還予定額や賞与引当金が計上されており、流動

資産となる現金預金等の額が流動負債額を大きく上回り、負債額が生じていないため算定対象に至らない結果となりました。

今後も引き続き経営の合理化と水の安定供給に努めてまいります。

なお、これらの状況につきましては、水道事業決算審査において資料を基に審査をいただいております。結果につきましては水道事業会計決算審査意見書のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（滝口一浩君） 以上で報告第2号を終了いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第7、議案第1号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） 議案第1号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明いたします。

本協議は、地方自治法第286条第1項の規定により、組合規約の変更に際する構成団体の協議でございます。

変更内容については、令和7年4月1日より夷隅郡市広域市町村圏事務組合において、水道事業の経営を行うため、所要の変更を行うものです。

それでは、新旧対照表に沿ってご説明いたします。

第4条でございますが、夷隅郡市広域市町村圏事務組合において共同処理する事務について、水道事業の統合・広域化から、水道事業の経営に変更するものです。

第12条、組合経費の支弁方法についてですが、水道事業に係る経費は、公営企業の性質上、原則として経営に伴う収入をもって充てることとされていることから、当該事務に係る経費の支弁方法及び補助金等の額の定め方を、ほかの共同処理する事務とは別に定めるものです。

附則でございますが、第1項として、この規約の施行日を令和7年4月1日とするものです。

第2項として、改正後の規約第4条第8号に規定する事務を共同処理するために必要な準備行為を、この規約の施行前においても行うことができる旨を規定するものです。

第3項として、2市2町の水道事業の経営に関する事務並びに当該水道事業に係る財産及び権利義務を令和7年4月1日に組合が承継するとするものです。

なお、本案はそれぞれ構成団体で議決を得た後、夷隅郡市広域市町村圏事務組合において、県へ規約変更許可申請を行い、許可後に同組合により規約変更の告示がされる予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は可決することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第8、議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明申し上げます。

今回ご提案いたします協議は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約を制定することについて、地方自治法第291条の3第1項の規定により、関係地方自治体との協議を行うにあたり、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものです。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布され、施行期日を定める政令が令和5年12月27日に公布されたことにより、施行日が令和6年12月2日と定められました。

マイナンバー法の改正により、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証の利用を原則とし、施行日以降は被保険者証及び被保険者資格証明書の新規発行がされなくなりますので、マイナ保険証を取得していない被保険者には資格確認書を発行することとなります。

高齢者の医療の確保に関する法律第48条に基づき、千葉県内の全市町村で組織され、後期高齢者医療の業務を広域的に執り行う千葉県後期高齢者医療広域連合の運営に係る基本事項を定めた千葉県後期高齢者医療広域連合規約に被保険者証及び資格証明書の文言が使用されていることから、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い規約の改正が必要となりました。

改正箇所について、新旧対照表をご覧ください。

規約別表第1中の被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に改めるものです。

改正後といたしましては、令和6年12月2日以降は被保険者証の再交付を含む新規発行はせず、代わりに資格情報等を記載した資格確認書が発行されます。この資格確認書を医療機関窓口で提示することで、一定の保険医療を受けることができることとなります。

また、既に発行済みの被保険者証につきましては、令和7年7月31日まで引き続き有効なものであり、従来どおりの医療ができます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

被保険者証及び資格証明書の引渡しという文言が、資格確認書等の引渡しになるという改正案でございますが、この被保険者証と資格確認書では、何か違いがあるのでしょうか。その書類の効果ですよね。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 被保険者証というものは、今使っている被保険者証で、被保険者証というものが廃止され、その後はマイナ保険証をお持ちの方以外は資格確認書が発出されるために文言の整理をするものでございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

同じ紙の、大きさも多分同じぐらいで、名前だけ違うんじゃないですか、実態として。

何が言いたいかという、質問の趣旨は、紙の保険証がなくなってどうこうであれば、要するに今ある被保険者証は何の不具合があるのかというか、不都合があるのか。法律が変わったからこう変えたいということの改正案だと思うんですけども、そもそもなぜこのようなことをやらなければならないのかと、これシステムを変えるわけですから多分お金もかかってきますよね。

この12月2日以降は、7月末に、多分、今年の令和6年度の被保険者証が発行されて、それは来年までの有効期限だと思うんですね、一般的に、約1年間。12月2日以降は新規取得された方、もしくは紛失して交付を受ける方は資格確認書になると、もしくはマイナンバーカードになるということで、先般の議会でも質疑をさせていただきましたけれども、もう医療機関は大混乱の極致ということでございます。

それで、この例えばマイナンバーカードについても、今般の能登の大震災ですね、このときは電力、通信が途絶えたと思います。先ほどもバスのお答えをしていただきましたけれども、こういうときにはマイナンバーカードというのはきちんと使えるわけですか。

それから、特に認識に障害をお持ちの方が福祉施設等に入所された場合です。そういった場合に、このマイナンバーカードというのはどのようにされるのか。いわゆる保険証ですよ、簡単に言ったらね。紙であれば必要な事項しか書いていないというものですけれども、3種類ある。

それから、マイナンバーカードも、例えば電磁式記録なので、様々なことで、例えば折れ曲がって壊れちゃうとか、認識できないとか、そういう場合はたしか新たに交付を受ける。それも即日交付になるんでしょうか。交付を受けて一定期間が必要だとすれば、その間の被保険者の権利はどのように担保されるのか。例えば、更新中に交通事故に遭って保険証が必要になったと、また病気になったと、まだマイナンバーカード、私のは届いておりませんといったら、これ100%で精算払いになるんじゃないでしょうか。分かりませんが。

ですから、法律が変わったとしても、町長が町独自に条例というのは制定しているわけであり、また、条例の執行は町長が責任を持つということで、法体系はできているというふうに理解しております。そういうことについて説明を受けたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） マイナンバーカードの券面は特に被保険者の情報が入っておりませんので、電力の供給等が止まってしまった場合、医療機関の窓口での証明する機械が使えなくなったら、当然それは読めなくなってしまう。それがかかりつけの患者さんであれば、今までの診療記録等残っておりますので、それを医療機関のほうで確認して、口頭で保険証は、保険者が変わっていませんねというような確認が取ればそのまま診療してよろしいというようなことが医療機関のほうにはお話がされておるようです。

ただ、全くかかりつけじゃなく新規に行った場合につきましては、恐らく確認するすべがありませんので、7月末に保険証が切れる前に、資格情報のお知らせというようなペーパーを出す予定でございますので、そちらをお持ちになれば、そちらの情報で医療機関にかかっていたくような形になると思います。

また、マイナンバーカードの再発行の場合でございますが、議員さんおっしゃるとおり、ある程度すぐに発行ができません。

○議長（滝口一浩君） 税務住民課長。

○税務住民課長（金井亜紀子君） マイナンバーカードの再発行等の手続につきましては、やはりまだ一定期間、期間が必要になりまして、早くても1週間から10日、2週間近く、国のほうでつくってまた我々のほうに届いてからご本人に来庁いただきまして、そこで暗証番号等を再度登録していただくという作業が入りますので、すぐの発行、すぐの保険証としての利用は難しいかと思っております。

また、そうした場合に、カードが新しくなった場合は、保険証のひもづけが再度必要になりますので、マイナンバーカードが届きましても、即日保険証としての利用はできずに翌日以降という形になると思われま。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 今、幾つかの事案について発言をさせていただきました。答弁を求めましたが、やはり私の問題点については指摘どおりだったというふうに思いますので、こうした問題について、町長、今総裁選もやられておりますけれども、こうしたシステムについて、長としてどういうふうに考えておられるのかについて、所感、所見を承りたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今いろいろ各担当者から説明がございましたが、制度としては、私自身は国の施行する、国の方針として実施しているものでございますが、私はしっかりと研究、精査して事務処理をしていくということになろうかなと思います。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑はありませんか。

2番、岩瀬環樹君。

○2番（岩瀬環樹君） 保険証がないにもかかわらず、診療は受けられると思います。重要なのは保険料を払っているか、払っていないかの判断だけなので、もし僕が何も持っていないで病院に行っても、恐らく診療は受けられるんだと思います。

それから、今の保険証と資格確認書の違いなんですけれども、タイトルが違うだけです。全く同じ大きさで、内容も全部同じです。タイトルが違うということだけだと聞いています。それで間違いないでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 保険証のあるなしで診療が受けられないというのは、まさに議員さんおっしゃるとおりで、診療は受けられると思いますが、窓口でお支払いする自己負担金が変わってくると思います。保険証を持っていれば3割でかかれますけれども、全く何もなければ10割払っていただくというようなことになると思います。

また、被保険者証と資格確認書でございますが、国からは、表示について、保険者番号、被保険者名、保険者名は決まっておりますが、まだ詳細については決めておりませんので、その辺のお答えについては、保留させていただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（滝口一浩君） 挙手多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第9、議案第3号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第3号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

第7条の2から第7条の4の改正は、新型コロナウイルスに感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について、感染症第5類に移行したことから規定を削除するものです。

附則第2項では、経過措置といたしまして、施行日前の傷病手当金の支給については従前の例によるものとするものです。

また、第12条の改正につきましては、令和6年12月2日より被保険者証が廃止になることから、被保険者証の返還に応じなかった場合の罰則規定を削除するものです。

附則第3項では、経過措置といたしまして、既に交付を受けている被保険者証の返還については従前の例によるものとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

先ほどの後期高齢者と同じであります。いわゆるマイナンバー法関連の改正があるということですが、これ国保のほうのマイナンバーの登録者数、また利用状況というのはどの程度になっているのか。

ちょっと過ぎてしまっていて関連になって失礼ですが、後期高齢者のほうもその数字がもし分かれば答弁いただければありがたいんですけども、両方とも同じ……。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 国保のマイナンバーカードの利用率でございますが、今年の6月現在で、御宿町では11.99%でございます。ちなみに、同時期の全国平均利用率は10.99%でございます。

また、後期高齢でございますが、ちょっと時点が変わりまして、こちらは今年の5月ということで、こちらは利用率が4.36%ということになっております。こちらについては、申し訳ありません、全国の情報はただいま持ち合わせておりません。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（滝口一浩君） 挙手多数です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（滝口一浩君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

あした12日は、午前9時30分から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦勞さまでございました。

（午後 4時53分）